

全文

こ 支 家 第 47 号
令和 5 年 5 月 10 日
【一部改正】こ 支 家 第 677 号
令和 5 年 10 月 31 日
こ 支 家 第 680 号
令和 6 年 1 月 19 日
こ 支 家 第 324 号
令和 6 年 5 月 22 日
こ 支 家 第 11 号
令和 7 年 1 月 31 日
こ 支 家 第 336 号
令和 7 年 7 月 25 日
こ 支 家 第 39 号
令和 8 年 1 月 29 日
こ 支 家 第 351 号
令和 8 年 7 月 17 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 宛
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁長官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）は廃止する。

ただし、令和 4 年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第 1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、第 23 条第 1 項に規定する母子保護の実施、第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第 21 条の 18 第 2 項に規定する家庭支援事業の実施（以下「家庭支援事業の措置」という。）、第 26 条第 1 項第 2 号又は第 27 条第 1 項第 2 号に規定する指導の委託（都道府県及び市町村が設置する機関に委託する場合を除く。以下「指導委託」という。）、第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における第 50 条第 6 号、第 6 号の 2、第 6 号の 4（市町村に委託する場合を除く。以下同じ。）第 7 号、第 7 号の 3 及び第 8 号又は第 51 条第 2 号の 2、第 3 号及び第 5 号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用、指導委託に係る費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に係る費用、家庭支援事業の措置に係る費用、保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 2 条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。

- (1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 4 の 2 第 3 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型。以下同じ。）のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費並びに指導委託、家庭支援事業の措置の実施に必要な経費をいう。
- (2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護施

設に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

- 2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護施設にあっては、その一時保護施設の運営に必要な事務費及び事業費の年額又は月額。）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設（里親支援センターを除く。）、里親及び一時保護施設について設定したものをいう。
- 4 「事務単価」とは、指導委託にあっては対象児童の1人当たりの事務費の月額、里親支援センターにあってはその里親支援センターで実施する里親支援事業に必要な事務費の月額、家庭支援事業の措置にあってはその事業の実施に必要な事務費、保育の措置にあっては対象児童の1人当たりの事務費及び事業費の月額その他の単価であって、家庭支援事業の措置以外については都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長が、家庭支援事業の措置については市町村の長が、第3に定めるところにより、その施設、指導委託を受ける機関及び団体（以下「指導機関」という。）について、設定したものをいう。
- 5 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値及び事務単価に対象児童数その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設、指導機関、里親又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）に対し各月算定して支弁しなければならないもの並びに一時保護施設費及び家庭支援事業の措置に係る経費をいう。

- 6 「地域区分」の適用範囲については、別表1によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。
- 7 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 8 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 9 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、
「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 10 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 11 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
- 12 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護施設において、第3の2（1）の表第2欄に規定する職員の配置を行うことを

いう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額と指導委託及び家庭支援事業の措置にかかる支弁基準額の合算額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号、第53条、第55条並びに第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2

行 う 対 象 者 の 居 宅 に 限 る 。) の 措 置 費 等					
一 時 保 護 施 設 の 措 置 費 等	都道府県、指定都市、 児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保 育 の 措 置 費	市町村（指定都市、 中核市及び児童相談 所設置市含む。）	特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事 業所（以下「特定教育・ 保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2
指 導 委 託 の 措 置 費 等	都道府県、指定都市、 児童相談所設置市	私立の指導機関		1 / 2	1 / 2
家 庭 支 援 事 業 の 措 置 費	市町村（指定都市、 中核市及び児童相談 所設置市含む。）	－	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設、里親及び指導機関について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価及び事務単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、次の2から4によらず、家庭支援事業の措置については、別に定める基準額により設定することとし、保育の措置については、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価及び事務単価その他の支弁基準（家庭支援事業の措置に係る支

弁基準は除く。)について市町村長、施設の長、里親、指導機関に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表2の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表4の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護施設において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設において、別表4のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数（ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数）
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型（以下「児童自立生活援助事業所Ⅰ型」という。）に限る。）及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算（Ⅰ）分月額保護単価又は(13)個別対応職員加算（Ⅱ）分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設及び児童自立支援施設であって、別表4のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(15)看護師加算分月額保護単価

7 母子生活支援施設 保育士加算分保護 単価	母子生活支援施設であって、別表 4 のその施設の職員の定数表に掲 げる「保育士」がおかれる場合	別表 2 の事務費の保護単価表の 2 加 算分保護単価(16) 母子生活支援施設 保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施 設母子支援員加 算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 4 のその施設の職員の定数表に掲 げる「母子支援員」がおかれてい る定員10世帯、20世帯の施設の場合 及び定員30世帯以上の施設であ り計4人おかれている場合	別表 2 の事務費の保護単価表の 2 加 算分保護単価の(17) 母子生活支援施 設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施 設少年指導員兼 事務員加算分保護 単価	母子生活支援施設であって、別表 4 のその施設の職員の定数表に掲 げる「少年指導員兼事務員」が定 員10世帯以上の場合計2人、20世帯 以上の場合計2人若しくは3人、30 世帯以上の場合計2人、3人若しく は4人おかれている場合	別表 2 の事務費の保護単価表の 2 加 算分保護単価の(18) 母子生活支援施 設少年指導員兼事務員加算分保護単 価×（配置少年指導員兼事務員数－ 1）
10 小規模グループケ ア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院及び児童心理治療施設が別 に定める基準に該当する場合	別表 2 の事務費の保護単価表の 2 加 算分保護単価の(19) 小規模グループ ケア加算分月額保護単価×小規模グ ループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談 員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院及び児童心理治療施設が別 に定める基準に該当する場合	別表 2 の事務費の保護単価表の 2 加 算分保護単価(20) 家庭支援専門相談 員加算分保護単価×配置家庭支援専 門相談員数
12 単身赴任手当加 算分保護単価	別に定める基準による職員が在職 している場合	別に定める基準により設定された保 護単価

13民間施設給与等 改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価（Ⅰ）、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）
14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表2の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表2の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(35)降灰除去費加算分保護単価

16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表2の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価
17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(40)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(41)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(42)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×生活単位数
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）が別に定める基準に該当する場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(43)自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価又は(44)自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価×実施か所数
22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	別に定める基準による職員が在職している場合	別表2の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算（Ⅰ）分保護単価又は(39)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算（Ⅱ）分保護単価

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護施設の専門職員等加算分、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）への対応加算（以下「一時保護施設の新基準対応加算」という。）分及び一時保護施設のユニットケア加算分の保護単価は、別表2の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（対象者の居宅を除く。）を除く。）及びファミリーホームの賃借費加算分、一時保護施設の第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は第4の2の表の（1）に掲げる保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇

改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

- (5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

- (6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 事務単価の設定方法

- (1) 里親支援センターの事務費の月額事務単価の設定は個々の施設ごとにその所在する地域により定まる別表3の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、次表の「1里親等支援員加算費」から「7休日・夜間支援体制強化事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分事務単価を加算した額をもってその里親支援センターの事務費の事務単価とすること。

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 里親等支援員加算費	里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が 60 世帯を超えており、別表4のその施設の職員定数表に掲げる「里親等支援員」が2人以上配置されている場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(1)里親等支援員加算分事務単価×(配置里親等支援員数－1) (61 帯以上 20 世帯ごとに 1 人を上限とする。)
2 心理療法担当職員加算費（常勤職員）	里親支援センターにおいて、別表4のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(2)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数

3 親子関係再構築支援加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(4)親子関係再構築支援加算(Ⅰ)分事務単価別又は(5)親子関係再構築支援加算(Ⅱ)分事務単価
4 自立支援担当職員加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(6)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分事務単価又は(7)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分事務単価
5 市町村連携事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(8)市町村連携事業加算分事務単価
6 レスパイト・ケア体制構築事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(9)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(10)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅱ)分事務単価
7 休日・夜間支援体制強化事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(11)休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価
8 障害児里親等支援体制強化事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表3の事務単価表の2加算分事務単価の(12)障害児里親等支援体制強化事業加算分事務単価
9 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	里親支援センターに別に定める基準による職員が在職している場合	別表3の事務単価表の2加算分保護単価の(13)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(14)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分(Ⅱ)事務単価

(2) 指導委託に係る指導機関の事務費の月額保護単価の設定は別表3の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

(3) 里親支援センターの心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)の事務単価は、別表3の事務費の2加算分事務単価をそのまま設定するものとする。

また里親支援センターの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分は、第4の2の表の(1)に掲げる事務費の各費目の事務単価をそのまま設定するものとする。

(4) (1)により里親支援センターの事務単価が設定されたときは、これをその年度

の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中に加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、（１）の方法により、その里親支援センターの事務単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第１及び第４に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

- （５）里親支援センターが新設される場合において、その開所する月（里親支援センターの開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の事務単価は、（１）の方法に準じて設定するものとする。

５ 措置費等の支弁基準の設定方法

２、３及び４により保護単価等を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価等による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第１及び第４に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第４ 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

１ 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第６号、第６号の２、第６号の４、第７号、第７号の３、第８号、第51条第２号の２、第３号及び第５号の規定によりその施設等に対し、２及び３に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置及び家庭支援事業の措置については、第３の１のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

２ 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設に対する措置費等の費目の種類は、次表第１欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第２欄から第４欄に掲げるとおりとする。

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、里親支援センターについては算式(3)、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）については算式(4)、ファミリーホームについては算式(5)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(6)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(7)）によって算定した額とする。 ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			援助事業所Ⅲ型を除く。) にあっては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。 なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。 算式(2) $2 \text{ 歳未満児の月額保護単価} \times [\text{定員 (その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)} - \text{その月初日の 2 歳児措置児数} - \text{その月初日の 3 歳以上児措置児数}] + 2 \text{ 歳児の月額保護単価} \times \text{その月初日の 2 歳児措置児数} + 3 \text{ 歳以上児の月額保護単価} \times \text{その月初日の 3 歳以上児措置児数}$ なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。 算式(3) その施設の月額事務単価 算式(4) $\text{児童自立生活援助事業所を実施するファミリーホームの月額保護単価} \times \text{その月初日の児童自立生活援助事業所の現員}$ (ただし、そのファミリーホームが新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から 6 ヶ月間を除く。) 算式(5) $\text{新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から 6 ヶ月間は、その施設の月}$

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			額保護単価×その施設の定員とし、 それ以降については、その施設の月 額保護単価×その施設のその月初日 の現員（その月初日において私的契 約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があるとき は、その数を控除した数） 算式(6) その施設の月額保護単価×その施設 の定員（その月初日において私的契 約児及び家庭裁判所からの補導委託 児等があるときは、その数を控除し た数）×支弁率 その支弁義務者の支弁すべきその月 初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数 等又は世帯数 算式(7) その施設の月額保護単価×その協定 人員（その月初日において私的契約 児及び家庭裁判所からの補導委託児 等があるときは、その数を控除した 数） イ その月初日において、児童養護施設 に乳児、1 歳児、2 歳児又は年少児が それぞれ入所している場合には、次の 算式により算定した額。 なお、職員配置の改善を行った場合 には、月額保護単価を施設に対応する 乳児加算分保護単価等に置き換えて算 定する。 算式 乳児、1 歳児、2 歳児又は年少児加 算分月額保護単価×その月初日の乳 児、1 歳児、2 歳児又は年少児数

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。 算式 ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員 エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員 オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			算式 学習指導加算分保護単価×その月の 対象児童数 カ 児童養護施設及び乳児院が別に定め る基準に該当する場合には次の 算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×ア の算式により算定した定員 キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支 援施設、母子生活支援施設及び里親支 援センターが別に定める基準に該当す る場合には、次の算式によって 算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単 価又は事務単価（常勤的非常勤単価 又は非常勤単価）×配置心理療法担 当職員数×アの算式により算定した 定員 ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支 援施設、児童心理治療施設及び母子生 活支援施設が別に定める基準に該当す る場合には、次の算式によって 算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者は 1 施設 1 名とし、施設長は加算の対象 としないこと。 算式 基幹的職員加算分月額保護単価×ア の算式により算定した定員

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数 コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。 (2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。 ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3) 一時保護施設の事務費の支弁額は、次のアからキまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日／12月／30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205}（小数点以下第1位の数値を四捨五入）

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			イ その一時保護施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価 ウ 一時保護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。 エ 建物の賃借に係る実費。なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。 オ 一時保護施設が別に定める基準により児童相談所一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする事。 カ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設の新基準対応加算分を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする事。 キ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設のユニットケア加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする事。 (4)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。)において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。 $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ (注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄								
（2） 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護施設（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	（1）児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、児童自立生活援助事業所又は母子生活支施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。） 一般生活費保護単価表 (措置児童（者）等1人当たり)								
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費									
	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）									
			<table><tr><th>施設種別</th><th>一般生活費（月額）</th></tr><tr><td rowspan="3">児童養護施設</td><td>乳児分 67,810 円 乳児以外分 58,690 円</td></tr><tr><td rowspan="3">児童自立支援施設</td><td>入所児分 58,690 円 通所児分 18,040円</td></tr><tr><td rowspan="3">児童心理治療施設</td><td>入所児分 59,180 円 通所児分 18,040円</td></tr></table>	施設種別	一般生活費（月額）	児童養護施設	乳児分 67,810 円 乳児以外分 58,690 円	児童自立支援施設	入所児分 58,690 円 通所児分 18,040円	児童心理治療施設	入所児分 59,180 円 通所児分 18,040円
施設種別	一般生活費（月額）										
児童養護施設	乳児分 67,810 円 乳児以外分 58,690 円										
	児童自立支援施設	入所児分 58,690 円 通所児分 18,040円									
		児童心理治療施設	入所児分 59,180 円 通所児分 18,040円								

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	
(2) 一 般 生 活 費			里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	乳児分 68,070 円 乳児以外分 58,950円
			乳児院	3才未満児分 67,8100 円 3才以上児分 58,6900円
			ファミリーホーム	乳児分 67,810 円 乳児以外分 58,690円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）	58,690 円
			母子生活支援施設	入所者 4,390 円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,990 円 3歳以上児 6,980 円
			算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価127,340円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数	

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(2) 一 般 生 活 費			(2) 里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。）に対し各月初日以外の日 に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児（1歳未満の者をいい、月の途中 において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。）又は乳児以外の 児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 $\text{(1)の里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。）の一般生活費月額保護単価} \div 30.4) \times \text{その月の委託措置等児延人員数}$ (3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活 支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍 児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日 に措置又はその解除の措置があった場合は児童（母子生活支援施設にあつては入所者又は 保育室保育入所児童）のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算 式により算定した額。 算式 $((1)\text{一般生活費月額保護単価} \div 30.4) \times \text{その月の措置児童(者)延人員数}$ (4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び 母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支 援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。 算式 $(\text{月額保護単価} \div \text{その月の開所日数}) \times \text{その月の通所した日数}$

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 (5)一時保護施設（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式 ①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,880円（児童が乳児の場合、延児童数×6,620円） ②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,350円（児童が乳児の場合、延児童数×1,370円） ③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,930円（児童が乳児の場合、延児童数×2,230円） 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円 （ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く） ④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。 法第33条の規定により一時保護された延児童数×4,180円

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(2) 一 般 生 活 費	里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数（2 歳未満）×8,640円＋別に定める基準による延児童数（2 歳以上）×5,600円
(3) 被 虐 待 児 受 入 加 算 費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額 28,300円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額 930円
(4) 乳 児 等 受 入 加 算 費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3 歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3 歳未満児）×日額 2,990円

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(5) 助 産 施 設 基 本 分 保 護 費	ア 点 数 分	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 （注）産科手術を必要とする分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄			経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき237,720円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
		(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、12,000円を限度として支弁できる。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(6) 幼稚園・保育所費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは乳児院の入所児童又は一時保護児（ファミリーホーム又は里親に一時保護委託された児童を除く。）	幼稚園（支援法第27条に規定する特定教育・保育施設である幼稚園を除く。以下同じ。）及び同法第19条第1号に該当する児童として同法第20条第1項の認定を受けた児童が利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所並びに特例保育を提供する施設の就園に必要な経費	その施設等のその月又はその年度におけるその措置児童につき、第3欄の施設・事業所の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した金額。 ただし、施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。
	ファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児（ファミリーホーム又は里親に一時保護委託された児童に限る。）	幼稚園及び支援法第19条第1号から第3号までに該当する児童として同法第20条第1項の認定を受けた児童が利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設、企業主導型保育事業所、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱに限る。）を行う施設及び施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の就園に必要な経費	その施設等のその月又はその年度におけるその措置児童につき、第3欄の施設・事業所の就園に必要な入学金、保育料、制服、延長保育料等の実費（寄付金は除く。）を合算した金額。 ただし、施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄								
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用に係る費用 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表（措置児童数1人当たり） <table border="1"> <tr> <th>学年別</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>特別支援学校高等部</th></tr> <tr> <td>保護単価 (月額)</td><td>7,210円</td><td>9,380円</td><td>9,380円</td></tr> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(7) 教 育 費			算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価118,200円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童（者）1人当たり) <table><tr><th>学 年 別</th><th>保護単価（年額）</th></tr><tr><td>小学校第6学年</td><td>22,690円</td></tr><tr><td>中学校第3学年</td><td>60,910円</td></tr><tr><td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td><td>111,290円</td></tr></table>	学 年 別	保護単価（年額）	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円
学 年 別	保護単価（年額）										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table><tr><th>学 年 別</th><th>保護単価(年額)</th></tr><tr><td>小学校第1学年入学児童</td><td>91,600円</td></tr><tr><td>中学校第1学年入学児童</td><td>101,000円</td></tr></table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	91,600円	中学校第1学年入学児童	101,000円		
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	91,600円										
中学校第1学年入学児童	101,000円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)及び(7)に限る。(5)は中学生含む。）、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）又は別に定めるもの（第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る）。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用 (2) 通学のための交通費 (3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費 (4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費 (5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費 (6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費 (7) 大学等受験にかかる経費	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table><tr><th>公 私 別</th><th>保護単価（月額）</th></tr><tr><td>国・公立高等学校</td><td>28,330円</td></tr><tr><td>私立高等学校</td><td>39,540円</td></tr></table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価118,200円を上限として、実費を合算した額。 算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの） 算式(5) 補習費保護単価20,000円（高等学校第3学年は25,000円）を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの） 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの） 算式(7) 大学等受験費保護単価158,000円を上限として、実費を合算した額。	公 私 別	保護単価（月額）	国・公立高等学校	28,330円	私立高等学校	39,540円
公 私 別	保護単価（月額）								
国・公立高等学校	28,330円								
私立高等学校	39,540円								

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(12) 夏季等特別行事	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護施設費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 6,350円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、児童自立生活援助事業所の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うものの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(16) 冷暖房費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)						
			級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	地域 激変緩和	その他
			児童養護施設	5,450円	5,130円	5,070円	3,900円	2,930円	870円
			児童自立支援施設	6,330円	5,920円	5,850円	4,520円	3,390円	870円
			里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	2,070円	870円
			母子生活支援施設	2,630円	2,410円	2,380円	1,810円	1,360円	130円
			乳児院	9,310円	8,600円	8,490円	6,630円	4,970円	870円
			児童心理治療施設	6,810円	6,350円	6,270円	4,860円	3,650円	870円
			一時保護施設	4,860円	4,580円	4,530円	3,620円	2,720円	870円
			ファミリーホーム	4,950円	4,680円	4,630円	3,550円	2,660円	870円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。） A	6,080円	5,690円	5,620円	4,340円	3,260円	870円

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄						
(16) 冷 暖 房 費			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。） B	3,040 円	2,780 円	2,740 円	2,040 円	1,530 円	130 円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	2,070 円	870 円

費 目 の 種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(16) 冷 暖 房 費			(注 1) この表における級地区分については以下のとおりとする。 ・1 級地から 4 級まで: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び 2 号に定める地域 ・激変緩和地域: 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する 4 級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域以外の地域 ・その他: 1 級地から 4 級地までの地域及び激変緩和地域以外の地域 (注 2) 「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）A」は、別に定める基準に該当する場合とし、「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）B」は、それ以外とする。 (注 3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。 (注 4) 「一時保護施設」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護施設」の単価を用いること。 (注 5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 136 号）の施行（平成 16 年 10 月 28 日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条に定める地域において、5 級地から 2 級地までの地域に該当する場合（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）B を除く。）は次の表を用いること。

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				
(16) 冷 暖 房 費			級地別 施設種別	旧 5 級 地	旧 4 級 地	旧 3 級 地	旧 2 級 地
			児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円
			乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円
			児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			一時保護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			児童自立生活援助事業（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			A				

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				
(16) 冷 暖 房 費			児童自立生活援助事業（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
(17) 就 職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費 1 件当たり保護単価82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価413,340円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数				

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(18) 自 大 立 学 生 進 活 学 支 等 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費 1 件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費 1 件当たり特別基準保護単価413,340円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が187,540円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価187,540円×死亡児数
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したものの。	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童等が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000 円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500 円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費 1 件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。 児童自立生活援助事業所入所等児童（別に定める基準に該当するものに限る） 算式(2) 受託支度費 1 件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(24) 委一 託時 手保 当護	一時保護委託児童であつて、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,630円
(25) 予 防 接 種 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費
(26) 通一 学時 送保 迎護 費委 託児 童	幼稚園・保育所費の対象施設、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園・保育所費の対象施設、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園・保育所費の対象施設、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防 災 対 策 費	児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（児童自立生活援助事業所の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とし、家庭支援事業の措置については、別に定める額とすること。

表 1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年 6 月 30 日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所
階層区分	定 義		徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	1,100円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円	2,200円
C 2		所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円	4,500円
D 2		15,001円から 40,000円まで	13,500円	6,700円
D 3		40,001円から 70,000円まで	18,700円	9,300円
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000円	14,500円
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは 41,200円とする。)	20,600円
D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは 54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)

D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 （1）所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 （2）租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第22項、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項 （3）租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 （1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。） （2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第			

	1 項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第 2 項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第 877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯 (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の 2 により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という」）第 6 条の自立支援給付の受給者（同法第 5 条第 6 項、第 7 項、第12項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年 9 月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯 5 同一世帯から 2 人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。 ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第24条の 2 の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第 21条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第24条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和 5 年 6 月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の 7 に規定する食事の提供に要した
--	--

	費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。 6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。 7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 （1）法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。 （2）入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。 なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。
--	--

2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所
階層 区分	定 義		徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円	2,200円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D 2		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D 3		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D 4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D 5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D 6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600円
D 7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）

D 8		348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9		456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D10		583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11		704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12		852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。 ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。 3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。 5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。) (2)「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯 (3)「在宅障害児(者)」(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。)又は			

	障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。) のいる世帯」 …次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯 6 同一世帯から 2 人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。 ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第24条の 2 の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第 21条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第24条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(令和 5 年 6 月 30 日こ支障第13号こども家庭庁長官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の 5 の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。 7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。 8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わ
--	---

	ないものとする。 ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。 (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。 なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。
--	---

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算 式 (1)

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算 式 (2)

[（事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価に

より支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1
地域区分の適用範囲

都道府県	級地	市町村	都道府県	級地	市町村
北海道	3/100地域	札幌市	愛知県	16/100地域	刈谷市 豊田市
青森県				15/100地域	名古屋市 豊明市
岩手県				10/100地域	西尾市 知多市 みよし市
宮城県	10/100地域	多賀城市		7/100地域	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市 江南市 大府市 田原市 弥富市
	7/100地域	仙台市		6/100地域	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 飛島村
	3/100地域	名取市		4/100地域	蒲郡市 新城市 設楽町 東栄町 豊根村
秋田県			三重県	12/100地域	鈴鹿市
山形県				10/100地域	四日市市
福島県				6/100地域	津市 桑名市 亀山市
茨城県	16/100地域	つくば市 取手市		3/100地域	名張市 伊賀市
	15/100地域	守谷市		2/100地域	伊勢市 松坂市 尾鷲市 鳥羽市 熊野市 志摩市 大台町 紀北町
	12/100地域	牛久市	滋賀県	10/100地域	大津市 草津市 栗東市
	10/100地域	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市		6/100地域	彦根市 守山市 甲賀市
	6/100地域	古河市 ひたちなか市 神栖市		3/100地域	長浜市 東近江市
	3/100地域	笠間市 鹿嶋市 筑西市		2/100地域	近江八幡市 高島市
	2/100地域	石岡市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 潮来市 常陸大宮市 桜川市 行方市 鉾田市 小美玉市 茨城町 城里町 東海村 大子町 河内町	京都府	12/100地域	京田辺市
栃木県	6/100地域	宇都宮市 大田原市 下野市		10/100地域	京都市
	3/100地域	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市		7/100地域	宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 木津川市
	2/100地域	足利市 佐野市 日光市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 高根沢町 那須町 那珂川町		4/100地域	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市 久御山町
群馬県	6/100地域	高崎市	大阪府	16/100地域	大阪市 守口市
	3/100地域	前橋市 太田市 渋川市		15/100地域	池田市 高槻市 大東市 門真市
埼玉県	16/100地域	和光市		14/100地域	吹田市
	15/100地域	さいたま市 志木市		12/100地域	豊中市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市 高石市
	12/100地域	東松山市 朝霞市		11/100地域	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 柏原市 摂津市 東大阪市 交野市
	10/100地域	新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 三芳町		10/100地域	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市
	7/100地域	川越市 上尾市		4/100地域	阪南市 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町
	6/100地域	川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 幸手市 滑川町 鳩山町 杉戸町	兵庫県		
	3/100地域	熊谷市		15/100地域	西宮市 芦屋市 宝塚市
	2/100地域	秩父市 本庄市		12/100地域	神戸市
千葉県	16/100地域	袖ヶ浦市 印西市		10/100地域	尼崎市 伊丹市 川西市 三田市
	15/100地域	千葉市 成田市 習志野市 八千代市		7/100地域	明石市
	12/100地域	船橋市 浦安市		6/100地域	赤穂市
	10/100地域	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市 四街道市		3/100地域	姫路市 加古川市 三木市
	7/100地域	柏市 白井市	奈良県	2/100地域	洲本市 相生市 豊岡市 西脇市 小野市 丹波篠山市 養父市 丹波市 朝来市 宍粟市 加東市 たつの市 多可町 香美町 新温泉町
	6/100地域	野田市 茂原市 東金市 流山市 酒々井町 栄町		12/100地域	天理市
	3/100地域	木更津市 君津市 八街市		10/100地域	奈良市 大和郡山市
	2/100地域	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 匝瑳市 香取市 いすみ市 芝山町 一宮町		6/100地域	大和高田市 橿原市 香芝市 王寺町
東京都	20/100地域	特別区		3/100地域	桜井市 宇陀市 斑鳩町
	16/100地域	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	和歌山県	2/100地域	五條市 明日香村 吉野町 大淀町 下市町 十津川村 下北山村 川上村
	15/100地域	八王子市 青梅市 府中市 昭島市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市		6/100地域	和歌山市 橋本市
	14/100地域	立川市 三鷹市 小金井市 東大和市 あきる野市	鳥取県		
	10/100地域	東久留米市	島根県		
	7/100地域	武蔵村山市	岡山県	3/100地域	岡山市
	4/100地域	瑞穂町 奥多摩町 大島町 新島村 三宅村 八丈町 小笠原村		2/100地域	倉敷市
神奈川県	16/100地域	横浜市 川崎市 厚木市		10/100地域	広島市 府中町
	15/100地域	鎌倉市	広島県	3/100地域	三原市 東広島市 廿日市市 海田町 坂町
	14/100地域	藤沢市		2/100地域	呉市 竹原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 安芸高田市 安芸太田町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
	12/100地域	相模原市 海老名市 座間市 綾瀬市	山口県	3/100地域	周南市
	11/100地域	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 大和市 寒川町	徳島県	3/100地域	徳島市 鳴門市 阿南市
	10/100地域	三浦市 秦野市 伊勢原市 葉山町 二宮町	香川県	6/100地域	高松市
	4/100地域	松田町 箱根町 愛川町	愛媛県	3/100地域	坂出市
新潟県	3/100地域	新潟市			
富山県	3/100地域	富山市		高知県	
石川県	3/100地域	金沢市 内灘町	福岡県	10/100地域	福岡市 春日市 福津市
福井県	3/100地域	福井市		6/100地域	太宰府市 糸島市 新宮町 粕屋町
山梨県	6/100地域	甲府市		3/100地域	北九州市 筑紫野市 宇美町
	3/100地域	南アルプス市		2/100地域	大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 柳川市 八女市 大川市 行橋市 豊前市 中間市 小郡市 宗像市 うきは市 宮若市 朝倉市 みやま市 水巻町 東峰村 添田町 荻田町
長野県	6/100地域	塩尻市	佐賀県		
岐阜県	3/100地域	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	長崎県	3/100地域	長崎市
	6/100地域	岐阜市	熊本県		
	3/100地域	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市	大分県		
静岡県	14/100地域	裾野市	宮崎県		
	7/100地域	静岡市	鹿児島県		
	6/100地域	沼津市 磐田市 御殿場市	沖縄県		
	3/100地域	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市			
	2/100地域	熱海市 伊東市 島田市 下田市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 河津町 松崎町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町			

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

別表 2

事務費の保護単価〔児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり〕表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	387,340	376,870	374,250	371,630	366,400	363,780	361,160
21～25人	341,320	332,070	329,750	327,440	322,810	320,490	318,180
26～30	295,310	287,260	285,250	283,240	279,220	277,210	275,200
31～35	275,800	268,270	266,380	264,500	260,730	258,850	256,960
36～40	256,300	249,270	247,510	245,760	242,250	240,490	238,740
41～45	251,730	244,750	243,010	241,270	237,780	236,030	234,290
46～50	220,420	214,310	212,780	211,250	208,200	206,670	205,140
51～55	214,920	208,960	207,470	205,980	203,000	201,500	200,020
56～60	209,440	203,610	202,160	200,700	197,800	196,340	194,890
61～65	204,160	198,480	197,070	195,640	192,810	191,390	189,970
66～70	198,880	193,350	191,960	190,580	187,810	186,430	185,040
71～75	194,170	188,770	187,410	186,060	183,360	182,010	180,660
76～80	189,460	184,180	182,860	181,540	178,910	177,580	176,260
81～85	186,100	180,910	179,610	178,310	175,720	174,420	173,130
86～90	182,740	177,640	176,360	175,090	172,540	171,260	169,990
91～95	178,940	173,960	172,710	171,470	168,970	167,720	166,480
96～100	175,160	170,280	169,070	167,850	165,410	164,190	162,970
101～105	173,260	168,430	167,230	166,020	163,610	162,400	161,200
106～110	171,370	166,590	165,390	164,200	161,810	160,620	159,420
111～115	169,460	164,730	163,550	162,360	160,000	158,820	157,630
116～120	167,550	162,870	161,700	160,530	158,190	157,020	155,850
121～125	165,820	161,190	160,030	158,870	156,560	155,390	154,230
126～130	164,100	159,500	158,360	157,210	154,920	153,770	152,620
131～135	163,030	158,460	157,320	156,180	153,890	152,760	151,610
136～140	161,960	157,410	156,280	155,140	152,870	151,740	150,600
141～145	160,360	155,860	154,730	153,610	151,360	150,230	149,110
146～150	158,760	154,300	153,180	152,070	149,840	148,730	147,610
151人以上	157,960	153,520	152,410	151,440	149,090	148,180	146,870

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	353,310	350,690	345,450	342,840	340,220	334,990
21～25人	311,240	308,920	304,290	301,980	299,670	295,040
26～30	269,160	267,150	263,130	261,120	259,110	255,090
31～35	251,310	249,430	245,660	243,780	241,900	238,130
36～40	233,470	231,710	228,200	226,450	224,690	221,180
41～45	229,050	227,310	223,830	222,080	220,340	216,850
46～50	200,560	199,030	195,980	194,450	192,920	189,870
51～55	195,540	194,050	191,070	189,570	188,080	185,100
56～60	190,520	189,070	186,150	184,700	183,240	180,330
61～65	185,710	184,290	181,450	180,030	178,610	175,770
66～70	180,890	179,510	176,740	175,360	173,980	171,210
71～75	176,600	175,250	172,550	171,200	169,850	167,140
76～80	172,310	170,980	168,350	167,030	165,710	163,070
81～85	169,230	167,930	165,340	164,040	162,750	160,150
86～90	166,160	164,890	162,340	161,060	159,790	157,240
91～95	162,740	161,490	158,990	157,750	156,510	154,010
96～100	159,320	158,100	155,660	154,450	153,230	150,790
101～105	157,570	156,370	153,960	152,750	151,540	149,130
106～110	155,840	154,640	152,260	151,060	149,870	147,480
111～115	154,090	152,910	150,540	149,360	148,180	145,820
116～120	152,340	151,170	148,840	147,660	146,490	144,160
121～125	150,760	149,600	147,280	146,130	144,970	142,650
126～130	149,180	148,030	145,730	144,580	143,440	141,140
131～135	148,190	147,050	144,760	143,620	142,480	140,200
136～140	147,200	146,060	143,790	142,660	141,520	139,250
141～145	145,730	144,610	142,360	141,230	140,110	137,860
146～150	144,270	143,150	140,920	139,810	138,690	136,460
151人以上	143,820	142,430	140,560	139,100	138,390	135,780

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	413,250	401,950	399,130	396,300	390,650	387,830	385,000
21～25人	362,920	352,970	350,480	348,000	343,020	340,540	338,050
26～30	312,590	303,990	301,840	299,690	295,390	293,240	291,090
31～35	291,210	283,180	281,180	279,170	275,150	273,150	271,140
36～40	269,840	262,380	260,510	258,650	254,920	253,050	251,190

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	376,530	373,700	368,050	365,230	362,400	356,750
21～25人	330,590	328,100	323,120	320,640	318,150	313,180
26～30	284,640	282,490	278,200	276,050	273,900	269,600
31～35	265,120	263,110	259,100	257,090	255,080	251,070
36～40	245,590	243,730	240,000	238,140	236,270	232,540

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,701,850	1,664,020	1,654,560	1,645,100	1,626,180	1,616,720	1,607,260

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,578,890	1,569,430	1,550,510	1,541,050	1,531,590	1,512,670

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	334,750	326,180	324,030	321,890	317,600	315,460	313,310
31～35人	315,590	307,450	305,420	303,380	299,310	297,270	295,240
36～40	296,440	288,740	286,810	284,880	281,030	279,100	277,170
41～45	292,690	284,950	283,010	281,080	277,210	275,280	273,340
46～50	275,400	268,070	266,230	264,400	260,730	258,900	257,070
51～55	268,380	261,210	259,420	257,630	254,040	252,250	250,460
56～60	261,360	254,360	252,610	250,850	247,350	245,600	243,850
61～65	255,510	248,630	246,920	245,200	241,760	240,050	238,330
66～70	249,650	242,910	241,230	239,540	236,170	234,480	232,800
71～75	244,320	237,700	236,040	234,400	231,080	229,420	227,780
76～80	238,990	232,490	230,870	229,240	225,990	224,370	222,740
81～85	235,250	228,830	227,220	225,620	222,400	220,800	219,190
86～90	231,510	225,160	223,580	221,990	218,810	217,230	215,640
91～95	227,460	221,190	219,620	218,060	214,920	213,360	211,790
96～100	223,410	217,220	215,670	214,130	211,030	209,490	207,940
101～105	221,650	215,510	213,980	212,440	209,370	207,840	206,300
106～110	219,890	213,810	212,280	210,760	207,710	206,190	204,670
111～115	217,830	211,790	210,280	208,770	205,750	204,250	202,740
116～120	215,770	209,780	208,280	206,780	203,790	202,300	200,790
121～125	214,590	208,620	207,130	205,640	202,650	201,160	199,670
126～130	213,400	207,460	205,980	204,490	201,520	200,030	198,550
131～135	211,770	205,870	204,400	202,920	199,970	198,500	197,020
136～140	210,140	204,280	202,820	201,350	198,420	196,960	195,490
141～145	208,900	203,070	201,600	200,150	197,220	195,770	194,310
146～150	207,660	201,850	200,390	198,940	196,030	194,580	193,130
151人以上	206,570	200,780	199,330	198,060	194,990	193,800	192,100

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	306,880	304,740	300,450	298,310	296,160	291,870
31～35人	289,130	287,100	283,020	280,990	278,950	274,880
36～40	271,390	269,460	265,610	263,680	261,760	257,900
41～45	267,540	265,610	261,740	259,810	257,870	254,000
46～50	251,570	249,740	246,070	244,240	242,400	238,740
51～55	245,080	243,290	239,710	237,910	236,120	232,540
56～60	238,600	236,850	233,350	231,590	229,850	226,340
61～65	233,170	231,450	228,020	226,300	224,580	221,150
66～70	227,740	226,060	222,690	221,010	219,320	215,950
71～75	222,810	221,160	217,850	216,190	214,540	211,230
76～80	217,870	216,250	212,990	211,370	209,750	206,500
81～85	214,380	212,770	209,560	207,950	206,350	203,140
86～90	210,880	209,300	206,120	204,540	202,950	199,780
91～95	207,090	205,520	202,390	200,830	199,260	196,120
96～100	203,300	201,750	198,660	197,110	195,570	192,470
101～105	201,700	200,170	197,090	195,560	194,030	190,950
106～110	200,100	198,580	195,540	194,010	192,490	189,450
111～115	198,200	196,690	193,670	192,160	190,660	187,640
116～120	196,310	194,810	191,820	190,320	188,820	185,830
121～125	195,200	193,710	190,730	189,240	187,750	184,770
126～130	194,100	192,610	189,640	188,160	186,670	183,700
131～135	192,590	191,120	188,170	186,700	185,230	182,270
136～140	191,100	189,630	186,700	185,240	183,770	180,840
141～145	189,930	188,470	185,550	184,090	182,630	179,720
146～150	188,760	187,310	184,400	182,950	181,500	178,590
151人以上	188,140	186,310	183,880	181,970	181,050	177,630

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,016,880	989,250	982,350	975,440	961,630	954,720	947,820
11～15人	804,730	782,650	777,130	771,610	760,570	755,050	749,530
16～20	719,850	699,680	694,630	689,590	679,500	674,460	669,410
21～25	629,010	611,330	606,910	602,490	593,650	589,230	584,810
26～30	605,520	588,440	584,170	579,900	571,360	567,090	562,820
31～35	587,910	571,290	567,140	562,990	554,680	550,520	546,370
36～40	570,310	554,160	550,120	546,080	538,000	533,960	529,930
41～45	555,170	539,420	535,480	531,540	523,670	519,720	515,790
46～50	540,040	524,690	520,850	517,010	509,330	505,490	501,660
51～55	533,790	518,610	514,810	511,010	503,420	499,620	495,830
56～60	527,550	512,530	508,770	505,020	497,510	493,750	490,000
61～65	521,920	507,050	503,330	499,610	492,170	488,460	484,740
66～70	516,280	501,560	497,880	494,200	486,840	483,160	479,480
71～75	511,290	496,700	493,050	489,400	482,110	478,460	474,810
76～80	506,290	491,830	488,220	484,600	477,370	473,760	470,150
81～85	501,490	487,160	483,580	479,990	472,830	469,250	465,670
86～90	496,690	482,490	478,940	475,380	468,280	464,730	461,180
91人以上	491,360	477,300	473,790	470,280	463,250	459,730	456,220

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	927,100	920,200	906,380	899,480	892,570	878,760
11～15人	732,970	727,450	716,410	710,890	705,370	694,330
16～20	654,280	649,240	639,150	634,110	629,060	618,980
21～25	571,550	567,140	558,300	553,880	549,460	540,620
26～30	550,000	545,730	537,190	532,920	528,650	520,110
31～35	533,910	529,750	521,440	517,290	513,130	504,820
36～40	517,810	513,770	505,690	501,650	497,620	489,540
41～45	503,970	500,030	492,160	488,220	484,280	476,400
46～50	490,140	486,300	478,620	474,790	470,950	463,270
51～55	484,430	480,640	473,040	469,240	465,450	457,850
56～60	478,730	474,970	467,460	463,700	459,950	452,440
61～65	473,580	469,870	462,420	458,710	454,990	447,550
66～70	468,430	464,750	457,390	453,710	450,030	442,670
71～75	463,870	460,230	452,930	449,280	445,630	438,340
76～80	459,300	455,690	448,460	444,840	441,230	434,010
81～85	454,920	451,340	444,170	440,590	437,010	429,840
86～90	450,530	446,980	439,880	436,330	432,780	425,680
91人以上	445,680	442,160	435,140	431,620	428,110	421,080

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	891,610	867,640	861,640	855,760	843,660	837,830	831,670
11～15人	724,160	704,370	699,430	694,560	684,590	679,750	674,700
16～20	626,610	609,090	604,710	600,390	591,580	587,280	582,820
21～25	579,450	563,160	559,090	555,060	546,870	542,860	538,720
26～30	544,090	528,730	524,890	521,080	513,370	509,580	505,690
31～35	527,690	512,760	509,030	505,330	497,830	494,150	490,370
36～40	511,300	496,800	493,170	489,580	482,300	478,720	475,050
41～45	494,900	480,830	477,310	473,820	466,760	463,280	459,730
46～50	478,500	464,860	461,450	458,070	451,220	447,850	444,410
51～55	473,070	459,580	456,210	452,850	446,090	442,740	439,340
56～60	467,640	454,300	450,960	447,640	440,950	437,640	434,270
61～65	462,220	449,010	445,710	442,430	435,810	432,540	429,210
66～70	456,790	443,730	440,470	437,220	430,670	427,430	424,140
71～75	451,360	438,450	435,220	432,010	425,540	422,330	419,080
76～80	445,930	433,170	429,970	426,800	420,400	417,230	414,010
81～85	440,510	427,880	424,730	421,590	415,260	412,130	408,950
86～90	435,080	422,600	419,480	416,370	410,120	407,020	403,880
91人以上	429,650	417,320	414,230	411,160	404,980	401,920	398,820

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	813,930	807,700	796,000	789,720	784,050	771,730
11～15人	660,020	654,920	645,220	640,080	635,350	625,240
16～20	569,800	565,300	556,690	552,160	547,950	539,030
21～25	526,600	522,430	514,400	510,210	506,270	497,990
26～30	494,240	490,330	482,740	478,800	475,070	467,280
31～35	479,240	475,440	468,060	464,240	460,600	453,040
36～40	464,240	460,550	453,370	449,670	446,130	438,800
41～45	449,230	445,660	438,690	435,110	431,670	424,550
46～50	434,220	430,770	424,010	420,540	417,200	410,310
51～55	429,270	425,850	419,160	415,730	412,420	405,610
56～60	424,310	420,930	414,300	410,920	407,640	400,900
61～65	419,350	416,010	409,450	406,100	402,860	396,200
66～70	414,390	411,080	404,600	401,290	398,080	391,500
71～75	409,430	406,170	399,750	396,480	393,300	386,800
76～80	404,470	401,240	394,900	391,670	388,520	382,090
81～85	399,510	396,320	390,050	386,860	383,740	377,390
86～90	394,550	391,400	385,200	382,040	378,960	372,680
91人以上	389,590	386,480	380,350	377,230	374,190	367,980

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	755,090	734,910	729,870	724,930	714,730	709,850	704,640
11～15人	549,720	535,000	531,320	527,710	520,280	516,710	512,920
16～20	463,070	450,300	447,110	443,970	437,540	434,430	431,150
21～25	422,450	410,720	407,790	404,900	398,990	396,120	393,120
26～30	391,450	380,520	377,790	375,100	369,600	366,920	364,130
31～35	373,970	363,500	360,880	358,300	353,030	350,470	347,800
36～40	356,480	346,470	343,970	341,500	336,470	334,020	331,470
41～45	338,990	329,450	327,060	324,700	319,910	317,560	315,140
46～50	321,500	312,420	310,150	307,910	303,350	301,110	298,810
51～55	315,420	306,510	304,280	302,070	297,590	295,400	293,140
56～60	309,340	300,590	298,400	296,230	291,840	289,680	287,460
61～65	303,260	294,670	292,520	290,400	286,080	283,970	281,790
66～70	297,170	288,750	286,650	284,560	280,330	278,250	276,120
71～75	291,090	282,840	280,770	278,720	274,580	272,540	270,450
76～80	285,010	276,920	274,890	272,880	268,820	266,820	264,770
81～85	278,930	271,000	269,020	267,050	263,070	261,110	259,100
86～90	272,850	265,080	263,140	261,210	257,310	255,390	253,430
91人以上	266,770	259,160	257,260	255,370	251,560	249,680	247,760

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	689,740	684,460	674,660	669,330	664,610	654,190
11～15人	502,040	498,210	491,040	487,170	483,710	476,130
16～20	421,700	418,390	412,150	408,810	405,780	399,240
21～25	384,420	381,390	375,640	372,590	369,790	363,800
26～30	356,020	353,200	347,840	345,010	342,390	336,810
31～35	340,020	337,340	332,190	329,490	326,970	321,640
36～40	324,030	321,470	316,540	313,970	311,550	306,460
41～45	308,040	305,600	300,900	298,440	296,130	291,290
46～50	292,050	289,730	285,250	282,920	280,720	276,110
51～55	286,500	284,220	279,820	277,540	275,370	270,850
56～60	280,940	278,710	274,390	272,150	270,020	265,590
61～65	275,390	273,200	268,960	266,770	264,670	260,330
66～70	269,840	267,700	263,530	261,380	259,330	255,060
71～75	264,290	262,190	258,100	256,000	253,980	249,800
76～80	258,740	256,680	252,670	250,610	248,630	244,540
81～85	253,190	251,170	247,250	245,220	243,280	239,280
86～90	247,630	245,660	241,820	239,840	237,940	234,010
91人以上	242,080	240,160	236,390	234,450	232,590	228,750

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1人につき	円 778,890	円 757,920	円 752,680	円 747,440	円 736,960	円 731,710	円 726,470

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1人につき	円 710,750	円 705,510	円 695,030	円 689,780	円 684,540	円 674,060

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	211,060	205,920	204,640	203,360	200,790	199,510	198,230
11～20世帯	185,450	180,600	179,380	178,170	175,740	174,530	173,320
21～30	149,380	145,400	144,410	143,410	141,420	140,420	139,430
31～40	112,400	109,410	108,660	107,920	106,420	105,680	104,930
41～50	101,330	98,640	97,970	97,300	95,950	95,280	94,610
51世帯以上	90,260	87,870	87,270	86,670	85,480	84,880	84,280

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	194,380	193,100	190,530	189,250	187,960	185,400
11～20世帯	169,680	168,460	166,040	164,820	163,610	161,180
21～30	136,440	135,450	133,460	132,460	131,470	129,480
31～40	102,690	101,950	100,450	99,710	98,960	97,470
41～50	92,590	91,920	90,580	89,910	89,230	87,890
51世帯以上	82,490	81,900	80,700	80,100	79,510	78,310

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1世帯につき	円 174,390	円 170,420	円 169,420	円 168,430	円 166,450	円 165,460	円 164,460

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1世帯につき	円 161,490	円 160,490	円 158,510	円 157,520	円 156,520	円 154,540

(8) 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	540,520	525,210	521,550	517,560	513,360	509,410	508,610
21～25人	484,870	471,100	467,730	464,210	460,150	456,650	455,680
26～30	429,230	416,980	413,920	410,850	406,950	403,880	402,740
31～35	407,370	395,710	392,800	389,880	386,040	383,120	381,910
36～40	385,510	374,450	371,680	368,920	365,120	362,360	361,090
41～45	369,540	358,900	356,240	353,580	349,800	347,140	345,800
46人以上	353,570	343,360	340,800	338,250	334,470	331,910	330,510

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	496,980	493,340	485,500	481,680	477,850	470,680
21～25人	445,260	441,920	434,930	431,490	428,050	421,400
26～30	393,550	390,490	384,370	381,300	378,240	372,120
31～35	373,170	370,260	364,430	361,520	358,600	352,780
36～40	352,800	350,030	344,500	341,740	338,970	333,440
41～45	337,820	335,160	329,840	327,180	324,520	319,200
46人以上	322,840	320,290	315,180	312,630	310,070	304,970

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
児童自立支援施設通所部	円 88,540	円 85,960	円 85,310	円 84,670	円 83,380	円 82,730	円 82,090

地域区分 区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 80,150	円 79,510	円 78,220	円 77,570	円 76,930	円 75,640

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
児童心理治療施設通所部	円 134,810	円 130,840	円 129,840	円 128,850	円 126,860	円 125,860	円 124,870

地域区分 区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
児童心理治療施設通所部	円 121,880	円 120,890	円 118,900	円 117,900	円 116,910	円 114,920

(11) 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	294,970	288,500	286,880	285,260	282,020	280,400	278,780
7～9人	267,750	261,320	259,720	258,110	254,890	253,290	251,680
10～12	254,140	247,740	246,140	244,530	241,330	239,730	238,130
13～15	245,980	239,590	237,990	236,390	233,190	231,600	230,000
16～18	240,530	234,150	232,560	230,960	227,770	226,170	224,580
19人以上	236,270	229,890	228,300	226,710	223,520	221,930	220,330

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
6人まで	273,920	272,300	269,060	267,440	265,820	262,580
7～9人	246,860	245,250	242,030	240,430	238,820	235,600
10～12	233,320	231,720	228,520	226,920	225,320	222,110
13～15	225,210	223,610	220,410	218,810	217,220	214,020
16～18	219,790	218,200	215,010	213,410	211,820	208,620
19人以上	215,550	213,960	210,770	209,180	207,580	204,400

(12) 児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
1～2人	519,760	509,720	507,220	504,710	499,690	497,180	494,670
3～4	427,600	417,560	415,060	412,550	407,530	405,020	402,510
5人	474,090	462,050	459,040	456,030	450,010	447,000	443,990

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
1～2人	487,140	484,640	479,620	477,110	474,600	469,870
3～4	394,980	392,480	387,460	384,950	382,440	377,710
5人	434,960	431,950	425,920	422,910	419,900	414,230

(13) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	224,880	220,910	219,920	218,920	216,940	215,940	214,950
6人	187,400	184,090	183,260	182,440	180,780	179,950	179,120

地域区分 現員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
5人まで	211,970	210,980	208,990	208,000	207,000	205,020
6人	176,640	175,810	174,160	173,330	172,500	170,850

(14) 一時保護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	15,590,690	15,181,010	15,078,600	14,976,180	14,771,340	14,668,920	14,566,510
6～10人	22,651,360	22,023,520	21,866,560	21,709,600	21,395,680	21,238,720	21,081,770
11～15	36,449,580	35,412,070	35,152,700	34,893,320	34,374,560	34,115,180	33,855,810
16～20	43,510,250	42,254,570	41,940,660	41,626,740	40,998,900	40,684,980	40,371,070
21～25	50,570,920	49,097,070	48,728,620	48,360,170	47,623,240	47,254,780	46,886,330
26～30	57,631,590	55,939,580	55,516,580	55,093,590	54,247,580	53,824,580	53,401,590
31～35	70,609,510	68,507,820	67,982,410	67,457,000	66,406,150	65,880,730	65,355,320
36～40	77,670,180	75,350,320	74,770,370	74,190,420	73,030,490	72,450,530	71,870,580
41～45	84,730,850	82,192,820	81,558,330	80,923,840	79,654,830	79,020,320	78,385,840
46～50	91,791,520	89,035,320	88,346,300	87,657,270	86,279,170	85,590,120	84,901,090
51～55	98,852,190	95,877,830	95,134,260	94,390,690	92,903,510	92,159,920	91,416,350
56～60	105,912,860	102,720,330	101,922,220	101,124,110	99,527,840	98,729,720	97,931,610
61～65	112,973,530	109,562,830	108,710,190	107,857,530	106,152,180	105,299,520	104,446,870
66～70	120,034,200	116,405,340	115,498,150	114,590,960	112,776,520	111,869,310	110,962,130

※1 か所当たりの年額

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,259,250	14,156,840	13,952,000	13,849,580	13,747,160	13,542,330
6～10人	20,610,890	20,453,930	20,140,010	19,983,050	19,826,090	19,512,170
11～15	33,077,680	32,818,310	32,299,550	32,040,170	31,780,800	31,262,040
16～20	39,429,310	39,115,400	38,487,560	38,173,640	37,859,730	37,231,890
21～25	45,780,950	45,412,490	44,675,570	44,307,110	43,938,660	43,201,730
26～30	52,132,580	51,709,590	50,863,580	50,440,580	50,017,580	49,171,580
31～35	63,779,060	63,253,650	62,202,800	61,677,390	61,151,980	60,101,130
36～40	70,130,690	69,550,750	68,390,810	67,810,860	67,230,900	66,070,980
41～45	76,482,330	75,847,840	74,578,820	73,944,330	73,309,830	72,040,820
46～50	82,833,960	82,144,930	80,766,830	80,077,800	79,388,760	78,010,670
51～55	89,185,600	88,442,030	86,954,840	86,211,270	85,467,690	83,980,520
56～60	95,537,230	94,739,120	93,142,850	92,344,740	91,546,620	89,950,360
61～65	101,888,860	101,036,220	99,330,860	98,478,210	97,625,550	95,920,210
66～70	108,240,500	107,333,310	105,518,870	104,611,680	103,704,480	101,890,050

※1 か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	387,340	376,870	374,250	371,630	366,400	363,780	361,160
21～25人	351,810	342,250	339,860	337,460	332,690	330,290	327,910
26～30	316,270	307,620	305,460	303,300	298,970	296,810	294,650
31～35	294,500	286,420	284,410	282,390	278,350	276,330	274,310
36～40	272,720	265,220	263,350	261,470	257,720	255,850	253,980
41～45	266,230	258,840	256,990	255,140	251,440	249,590	247,740
46～50	233,000	226,520	224,900	223,290	220,050	218,430	216,810
51～55	227,150	220,840	219,250	217,670	214,520	212,940	211,350
56～60	221,310	215,150	213,600	212,070	208,980	207,450	205,900
61～65	215,790	209,770	208,270	206,760	203,760	202,250	200,750
66～70	210,250	204,390	202,920	201,460	198,530	197,060	195,600
71～75	205,350	199,620	198,190	196,760	193,900	192,460	191,030
76～80	200,450	194,850	193,450	192,060	189,260	187,860	186,460
81～85	198,090	192,560	191,180	189,790	187,020	185,640	184,260
86～90	195,740	190,260	188,900	187,530	184,790	183,420	182,050
91～95	191,710	186,360	185,020	183,680	181,000	179,660	178,330
96～100	187,690	182,460	181,150	179,840	177,220	175,910	174,600
101～105	185,600	180,420	179,130	177,830	175,240	173,950	172,650
106～110	183,520	178,390	177,110	175,830	173,270	171,980	170,700
111～115	181,460	176,380	175,110	173,840	171,300	170,040	168,770
116～120	179,390	174,370	173,110	171,860	169,350	168,090	166,840
121～125	177,530	172,560	171,320	170,070	167,580	166,340	165,100
126～130	175,670	170,740	169,520	168,280	165,820	164,590	163,360
131～135	175,240	170,320	169,090	167,860	165,400	164,170	162,940
136～140	174,800	169,890	168,660	167,440	164,980	163,750	162,520
141～145	173,060	168,190	166,970	165,750	163,320	162,100	160,890
146～150	171,310	166,490	165,280	164,070	161,660	160,460	159,250
151人以上	170,650	165,860	164,650	163,610	161,050	160,090	158,650

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	353,310	350,690	345,450	342,840	340,220	334,990
21～25人	320,730	318,350	313,540	311,180	308,780	304,010
26～30	288,160	286,000	281,620	279,510	277,350	273,020
31～35	268,250	266,240	262,150	260,180	258,160	254,120
36～40	248,340	246,470	242,680	240,850	238,970	235,230
41～45	242,200	240,350	236,600	234,800	232,950	229,250
46～50	211,960	210,340	207,070	205,480	203,860	200,630
51～55	206,620	205,040	201,840	200,300	198,720	195,560
56～60	201,280	199,740	196,630	195,110	193,580	190,490
61～65	196,240	194,740	191,700	190,230	188,720	185,710
66～70	191,190	189,730	186,770	185,340	183,870	180,940
71～75	186,730	185,300	182,410	181,000	179,570	176,700
76～80	182,260	180,870	178,040	176,670	175,270	172,470
81～85	180,100	178,720	175,920	174,560	173,180	170,420
86～90	177,940	176,570	173,800	172,470	171,100	168,360
91～95	174,300	172,970	170,260	168,960	167,620	164,940
96～100	170,680	169,370	166,720	165,440	164,130	161,510
101～105	168,760	167,470	164,850	163,580	162,290	159,690
106～110	166,860	165,570	162,980	161,730	160,450	157,880
111～115	164,970	163,700	161,130	159,890	158,620	156,080
116～120	163,070	161,820	159,280	158,050	156,790	154,290
121～125	161,370	160,130	157,610	156,400	155,150	152,670
126～130	159,660	158,440	155,940	154,740	153,510	151,050
131～135	159,250	158,020	155,530	154,330	153,110	150,650
136～140	158,840	157,610	155,130	153,930	152,700	150,240
141～145	157,240	156,020	153,560	152,370	151,150	148,720
146～150	155,640	154,430	151,990	150,820	149,610	147,200
151人以上	155,380	153,840	151,830	150,240	149,510	146,640

ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	413,250	401,950	399,130	396,300	390,650	387,830	385,000
21～25人	373,400	363,150	360,590	358,020	352,900	350,340	347,770
26～30	333,550	324,350	322,050	319,750	315,140	312,840	310,540
31～35	309,910	301,340	299,190	297,050	292,770	290,630	288,480
36～40	286,260	278,320	276,340	274,350	270,390	268,410	266,420

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	376,530	373,700	368,050	365,230	362,400	356,750
21～25人	340,080	337,520	332,370	329,830	327,270	322,140
26～30	303,640	301,340	296,680	294,440	292,140	287,530
31～35	282,060	279,920	275,580	273,490	271,350	267,060
36～40	260,470	258,490	254,480	252,540	250,560	246,590

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	387,340	376,870	374,250	371,630	366,400	363,780	361,160
21～25人	362,210	352,350	349,890	347,420	342,490	340,030	337,560
26～30	337,090	327,840	325,530	323,210	318,590	316,270	313,960
31～35	313,060	304,450	302,300	300,140	295,840	293,690	291,530
36～40	289,030	281,060	279,060	277,070	273,090	271,090	269,100
41～45	280,630	272,820	270,860	268,910	265,000	263,050	261,100
46～50	245,490	238,650	236,940	235,230	231,820	230,110	228,400
51～55	239,300	232,630	230,960	229,290	225,960	224,290	222,620
56～60	233,110	226,610	224,980	223,350	220,100	218,480	216,850
61～65	228,840	222,450	220,850	219,250	216,060	214,460	212,860
66～70	224,560	218,280	216,720	215,140	212,010	210,440	208,870
71～75	219,290	213,160	211,630	210,090	207,030	205,490	203,960
76～80	214,020	208,030	206,530	205,030	202,040	200,540	199,050
81～85	211,370	205,460	203,970	202,490	199,540	198,060	196,570
86～90	208,730	202,880	201,420	199,960	197,030	195,570	194,110
91～95	204,480	198,750	197,320	195,890	193,030	191,600	190,170
96～100	200,230	194,630	193,230	191,830	189,030	187,630	186,230
101～105	197,950	192,410	191,020	189,640	186,870	185,480	184,110
106～110	195,680	190,190	188,820	187,450	184,720	183,350	181,980
111～115	194,330	188,870	187,510	186,160	183,430	182,070	180,710
116～120	192,970	187,560	186,210	184,850	182,140	180,790	179,440
121～125	190,910	185,550	184,210	182,870	180,190	178,850	177,510
126～130	188,850	183,540	182,220	180,890	178,240	176,910	175,580
131～135	188,240	182,940	181,620	180,300	177,650	176,330	175,000
136～140	187,620	182,340	181,020	179,700	177,050	175,740	174,420
141～145	185,730	180,490	179,190	177,870	175,260	173,950	172,650
146～150	183,830	178,640	177,350	176,050	173,460	172,170	170,870
151人以上	183,520	178,350	177,050	175,920	173,170	172,120	170,580

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	353,310	350,690	345,450	342,840	340,220	334,990
21～25人	330,170	327,700	322,770	320,310	317,840	312,910
26～30	307,020	304,710	300,090	297,770	295,460	290,840
31～35	285,080	282,920	278,620	276,470	274,310	270,000
36～40	263,130	261,130	257,140	255,160	253,160	249,180
41～45	255,240	253,290	249,380	247,430	245,480	241,570
46～50	223,270	221,570	218,150	216,440	214,730	211,320
51～55	217,620	215,950	212,620	210,950	209,280	205,950
56～60	211,980	210,350	207,100	205,470	203,840	200,590
61～65	208,070	206,470	203,280	201,680	200,080	196,890
66～70	204,160	202,590	199,450	197,890	196,310	193,180
71～75	199,360	197,830	194,760	193,230	191,700	188,630
76～80	194,550	193,060	190,060	188,570	187,070	184,080
81～85	192,140	190,660	187,700	186,220	184,740	181,780
86～90	189,710	188,250	185,330	183,870	182,400	179,470
91～95	185,870	184,440	181,580	180,150	178,720	175,860
96～100	182,030	180,630	177,840	176,440	175,040	172,240
101～105	179,950	178,560	175,790	174,410	173,020	170,250
106～110	177,860	176,500	173,760	172,390	171,020	168,280
111～115	176,620	175,260	172,540	171,180	169,820	167,090
116～120	175,380	174,030	171,320	169,960	168,620	165,910
121～125	173,490	172,150	169,480	168,130	166,790	164,120
126～130	171,600	170,280	167,630	166,300	164,980	162,320
131～135	171,030	169,710	167,060	165,740	164,410	161,770
136～140	170,450	169,140	166,490	165,180	163,850	161,210
141～145	168,720	167,410	164,790	163,480	162,180	159,560
146～150	166,980	165,690	163,100	161,800	160,510	157,910
151人以上	167,050	165,410	163,250	161,530	160,710	157,640

イ 4.5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	413,250	401,950	399,130	396,300	390,650	387,830	385,000
21～25人	383,810	373,260	370,620	367,980	362,710	360,070	357,430
26～30	354,370	344,560	342,110	339,660	334,760	332,310	329,860
31～35	328,460	319,360	317,080	314,810	310,250	307,980	305,710
36～40	302,560	294,160	292,060	289,950	285,760	283,650	281,550

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	376,530	373,700	368,050	365,230	362,400	356,750
21～25人	349,520	346,880	341,600	338,970	336,330	331,050
26～30	322,500	320,050	315,150	312,700	310,250	305,350
31～35	298,880	296,600	292,050	289,770	287,500	282,940
36～40	275,250	273,150	268,950	266,850	264,750	260,550

ウ ４：１の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	418,780	407,410	404,560	401,710	396,030	393,180	390,340
21～25人	388,420	377,800	375,150	372,490	367,180	364,530	361,880
26～30	358,050	348,200	345,730	343,270	338,340	335,880	333,410
31～35	333,830	324,630	322,320	320,020	315,410	313,110	310,800
36～40	309,620	301,050	298,910	296,770	292,480	290,350	288,200
41～45	303,460	294,990	292,870	290,750	286,520	284,400	282,280
46～50	270,560	263,000	261,110	259,220	255,440	253,550	251,660
51～55	263,260	255,890	254,050	252,210	248,530	246,690	244,850
56～60	255,950	248,790	247,000	245,210	241,630	239,840	238,050
61～65	250,760	243,740	241,990	240,230	236,720	234,960	233,210
66～70	245,570	238,690	236,970	235,250	231,810	230,090	228,370
71～75	239,510	232,800	231,120	229,440	226,080	224,400	222,730
76～80	233,450	226,900	225,270	223,630	220,360	218,720	217,080
81～85	231,270	224,780	223,150	221,530	218,280	216,660	215,040
86～90	229,090	222,650	221,040	219,430	216,210	214,600	212,990
91～95	224,070	217,780	216,210	214,630	211,490	209,910	208,340
96～100	219,050	212,910	211,370	209,840	206,770	205,230	203,700
101～105	217,570	211,470	209,940	208,410	205,360	203,840	202,310
106～110	216,100	210,030	208,510	206,990	203,960	202,440	200,920
111～115	213,700	207,690	206,190	204,680	201,690	200,180	198,680
116～120	211,290	205,350	203,860	202,380	199,400	197,930	196,430
121～125	209,970	204,070	202,590	201,110	198,150	196,680	195,200
126～130	208,660	202,780	201,310	199,840	196,900	195,430	193,970
131～135	207,960	202,090	200,620	199,160	196,230	194,760	193,300
136～140	207,250	201,400	199,940	198,480	195,550	194,090	192,630
141～145	205,990	200,170	198,720	197,260	194,350	192,900	191,450
146～150	204,730	198,940	197,500	196,050	193,160	191,710	190,270
151人以上	203,360	197,610	196,180	194,910	191,870	190,690	188,990

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	381,800	378,960	373,270	370,420	367,580	361,890
21～25人	353,910	351,260	345,950	343,290	340,640	335,330
26～30	326,020	323,560	318,630	316,160	313,700	308,770
31～35	303,900	301,600	296,990	294,690	292,380	287,780
36～40	281,780	279,640	275,350	273,210	271,070	266,790
41～45	275,930	273,810	269,570	267,460	265,340	261,100
46～50	245,990	244,100	240,320	238,430	236,540	232,760
51～55	239,330	237,490	233,810	231,970	230,130	226,450
56～60	232,670	230,880	227,300	225,510	223,720	220,140
61～65	227,940	226,190	222,670	220,920	219,160	215,650
66～70	223,210	221,480	218,050	216,320	214,600	211,160
71～75	217,690	216,010	212,650	210,970	209,290	205,930
76～80	212,170	210,530	207,260	205,620	203,980	200,710
81～85	210,160	208,540	205,300	203,670	202,040	198,800
86～90	208,160	206,550	203,330	201,720	200,110	196,890
91～95	203,620	202,050	198,910	197,330	195,760	192,610
96～100	199,090	197,560	194,480	192,950	191,410	188,340
101～105	197,730	196,210	193,150	191,630	190,100	187,050
106～110	196,370	194,860	191,820	190,310	188,790	185,750
111～115	194,180	192,670	189,670	188,170	186,670	183,670
116～120	191,980	190,500	187,530	186,040	184,560	181,580
121～125	190,770	189,290	186,340	184,860	183,380	180,430
126～130	189,550	188,090	185,140	183,680	182,210	179,270
131～135	188,900	187,430	184,500	183,030	181,570	178,640
136～140	188,240	186,780	183,850	182,390	180,930	178,010
141～145	187,080	185,630	182,720	181,260	179,810	176,900
146～150	185,930	184,480	181,590	180,140	178,690	175,800
151人以上	185,060	183,240	180,830	178,930	178,010	174,620

ウ ４：１の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	444,700	432,490	429,440	426,390	420,280	417,230	414,180
21～25人	410,020	398,710	395,880	393,050	387,400	384,570	381,740
26～30	375,330	364,920	362,320	359,720	354,510	351,910	349,310
31～35	349,240	339,540	337,110	334,680	329,830	327,410	324,980
36～40	323,150	314,150	311,900	309,650	305,150	302,900	300,650

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	405,020	401,970	395,860	392,810	389,760	383,660
21～25人	373,260	370,430	364,780	361,950	359,120	353,470
26～30	341,500	338,900	333,690	331,090	328,490	323,280
31～35	317,700	315,270	310,420	308,000	305,570	300,710
36～40	293,910	291,650	287,150	284,910	282,660	278,160

(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	357,480	348,240	345,930	343,610	338,990	336,680	334,370
31～35人	338,090	329,290	327,090	324,890	320,480	318,280	316,080
36～40	318,700	310,340	308,250	306,160	301,980	299,890	297,800
41～45	317,320	308,860	306,750	304,630	300,400	298,280	296,170
46～50	302,410	294,280	292,250	290,220	286,160	284,130	282,100
51～55	294,190	286,270	284,280	282,300	278,340	276,360	274,380
56～60	285,970	278,250	276,310	274,390	270,520	268,590	266,660
61～65	279,130	271,570	269,680	267,790	264,010	262,110	260,220
66～70	272,290	264,890	263,040	261,190	257,480	255,640	253,780
71～75	266,110	258,860	257,040	255,230	251,600	249,780	247,970
76～80	259,930	252,820	251,040	249,260	245,710	243,930	242,150
81～85	256,680	249,630	247,870	246,110	242,580	240,820	239,050
86～90	253,430	246,440	244,700	242,950	239,460	237,710	235,960
91～95	248,560	241,670	239,960	238,230	234,790	233,070	231,350
96～100	243,690	236,900	235,210	233,510	230,120	228,430	226,730
101～105	242,800	236,050	234,350	232,660	229,280	227,590	225,890
106～110	241,910	235,190	233,490	231,810	228,440	226,750	225,070
111～115	238,720	232,090	230,400	228,740	225,420	223,740	222,080
116～120	235,530	228,990	227,320	225,670	222,390	220,730	219,090
121～125	235,140	228,620	226,940	225,300	222,020	220,350	218,700
126～130	234,760	228,240	226,560	224,920	221,640	219,960	218,320
131～135	233,040	226,570	224,890	223,260	220,000	218,320	216,690
136～140	231,310	224,890	223,210	221,590	218,360	216,690	215,070
141～145	230,760	224,370	222,670	221,040	217,820	216,130	214,510
146～150	230,220	223,850	222,120	220,500	217,270	215,560	213,950
151人以上	228,080	221,750	220,060	218,640	215,240	213,860	211,970

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	327,440	325,130	320,510	318,200	315,880	311,260
31～35人	309,480	307,280	302,880	300,680	298,480	294,080
36～40	291,530	289,440	285,250	283,160	281,070	276,890
41～45	289,820	287,710	283,480	281,370	279,260	275,030
46～50	276,000	273,970	269,910	267,880	265,850	261,790
51～55	268,430	266,450	262,490	260,510	258,530	254,570
56～60	260,860	258,940	255,070	253,140	251,210	247,350
61～65	254,550	252,660	248,880	246,990	245,100	241,310
66～70	248,230	246,380	242,680	240,820	238,980	235,270
71～75	242,530	240,710	237,080	235,260	233,450	229,820
76～80	236,820	235,040	231,480	229,700	227,920	224,370
81～85	233,770	232,010	228,480	226,720	224,950	221,430
86～90	230,720	228,980	225,480	223,730	221,980	218,490
91～95	226,180	224,460	221,020	219,300	217,580	214,130
96～100	221,650	219,950	216,560	214,870	213,170	209,780
101～105	220,830	219,140	215,760	214,070	212,380	209,000
106～110	220,020	218,330	214,970	213,280	211,590	208,230
111～115	217,090	215,430	212,100	210,440	208,770	205,450
116～120	214,160	212,520	209,230	207,600	205,950	202,670
121～125	213,780	212,140	208,860	207,210	205,570	202,290
126～130	213,390	211,750	208,470	206,840	205,190	201,910
131～135	211,810	210,180	206,910	205,280	203,650	200,390
136～140	210,210	208,590	205,350	203,730	202,110	198,880
141～145	209,650	208,030	204,790	203,170	201,560	198,310
146～150	209,090	207,470	204,240	202,620	201,000	197,760
151人以上	207,570	205,550	202,860	200,740	199,720	195,930

イ 3.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	379,770	369,880	367,400	364,930	359,980	357,500	355,030
31～35人	358,000	348,610	346,260	343,920	339,230	336,880	334,530
36～40	336,220	327,350	325,130	322,910	318,470	316,250	314,030
41～45	332,850	323,940	321,710	319,480	315,020	312,790	310,570
46～50	315,960	307,430	305,300	303,170	298,910	296,780	294,650
51～55	310,140	301,750	299,650	297,550	293,360	291,260	289,160
56～60	304,330	296,060	294,000	291,940	287,800	285,740	283,670
61～65	297,850	289,730	287,710	285,680	281,620	279,600	277,570
66～70	291,370	283,400	281,420	279,420	275,440	273,450	271,460
71～75	287,090	279,220	277,250	275,280	271,340	269,380	267,410
76～80	282,810	275,030	273,090	271,140	267,250	265,300	263,360
81～85	279,980	272,250	270,310	268,380	264,510	262,580	260,640
86～90	277,140	269,460	267,540	265,610	261,770	259,850	257,930
91～95	273,920	266,290	264,380	262,470	258,660	256,750	254,840
96～100	270,700	263,120	261,230	259,340	255,550	253,660	251,760
101～105	268,070	260,570	258,690	256,820	253,070	251,200	249,320
106～110	265,450	258,020	256,170	254,310	250,590	248,740	246,880
111～115	262,630	255,280	253,450	251,610	247,930	246,090	244,260
116～120	259,820	252,540	250,720	248,900	245,270	243,450	241,630
121～125	258,850	251,590	249,780	247,960	244,330	242,510	240,700
126～130	257,880	250,640	248,830	247,010	243,400	241,580	239,770
131～135	256,400	249,190	247,390	245,590	241,980	240,180	238,380
136～140	254,920	247,750	245,960	244,160	240,580	238,780	236,990
141～145	253,800	246,640	244,860	243,070	239,500	237,700	235,920
146～150	252,680	245,550	243,760	241,980	238,410	236,630	234,840
151人以上	251,060	243,970	242,200	240,640	236,880	235,440	233,340

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	347,610	345,140	340,190	337,710	335,240	330,290
31～35人	327,490	325,140	320,450	318,110	315,760	311,070
36～40	307,380	305,160	300,720	298,500	296,290	291,850
41～45	303,880	301,650	297,200	294,970	292,740	288,280
46～50	288,260	286,130	281,870	279,740	277,610	273,350
51～55	282,860	280,770	276,570	274,470	272,370	268,180
56～60	277,470	275,400	271,270	269,200	267,140	263,010
61～65	271,480	269,450	265,390	263,360	261,340	257,280
66～70	265,490	263,500	259,510	257,520	255,530	251,550
71～75	261,500	259,540	255,600	253,630	251,670	247,730
76～80	257,520	255,580	251,680	249,740	247,800	243,900
81～85	254,850	252,910	249,050	247,110	245,180	241,310
86～90	252,170	250,250	246,410	244,490	242,570	238,730
91～95	249,120	247,220	243,400	241,500	239,590	235,770
96～100	246,090	244,190	240,400	238,510	236,620	232,830
101～105	243,700	241,820	238,080	236,200	234,320	230,580
106～110	241,320	239,460	235,750	233,890	232,030	228,320
111～115	238,740	236,900	233,230	231,390	229,550	225,870
116～120	236,170	234,350	230,700	228,880	227,060	223,420
121～125	235,250	233,440	229,800	228,000	226,180	222,550
126～130	234,340	232,530	228,910	227,100	225,290	221,670
131～135	232,980	231,170	227,570	225,770	223,970	220,360
136～140	231,610	229,820	226,230	224,440	222,640	219,060
141～145	230,550	228,760	225,190	223,390	221,610	218,030
146～150	229,490	227,710	224,140	222,360	220,580	217,010
151人以上	228,490	226,240	223,270	220,920	219,800	215,610

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	402,350	391,790	389,150	386,510	381,240	378,600	375,960
31～35人	385,440	375,300	372,710	370,160	365,060	362,470	359,930
36～40	368,530	358,810	356,250	353,800	348,900	346,350	343,890
41～45	369,250	359,480	356,780	354,270	349,300	346,630	344,140
46～50	356,430	347,050	344,310	341,870	337,040	334,350	331,920
51～55	348,590	339,330	336,700	334,320	329,580	326,990	324,610
56～60	340,760	331,600	329,100	326,760	322,110	319,630	317,300
61～65	332,580	323,600	321,170	318,880	314,330	311,920	309,640
66～70	324,400	315,600	313,230	311,000	306,550	304,200	301,970
71～75	320,010	311,290	308,970	306,760	302,350	300,050	297,840
76～80	315,630	306,980	304,700	302,510	298,150	295,890	293,710
81～85	311,290	302,710	300,480	298,310	293,990	291,780	289,620
86～90	306,940	298,440	296,250	294,110	289,840	287,660	285,520
91～95	302,330	293,880	291,750	289,630	285,410	283,270	281,160
96～100	297,710	289,340	287,250	285,160	280,980	278,890	276,800
101～105	297,010	288,660	286,580	284,490	280,320	278,230	276,140
106～110	296,320	287,990	285,900	283,820	279,660	277,580	275,490
111～115	293,290	285,040	282,980	280,920	276,790	274,730	272,670
116～120	290,270	282,100	280,050	278,010	273,920	271,880	269,840
121～125	289,170	281,010	278,980	276,940	272,860	270,830	268,790
126～130	288,060	279,930	277,900	275,870	271,800	269,770	267,740
131～135	287,320	279,200	277,170	275,140	271,090	269,060	267,030
136～140	286,570	278,470	276,450	274,420	270,370	268,350	266,320
141～145	285,370	277,290	275,270	273,260	269,220	267,190	265,180
146～150	284,180	276,120	274,110	272,090	268,060	266,050	264,030
151人以上	282,240	274,230	272,230	270,470	266,220	264,600	262,220

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	368,040	365,400	360,120	357,480	354,840	349,560
31～35人	352,280	349,740	344,640	342,100	339,550	334,450
36～40	336,530	334,080	329,170	326,710	324,260	319,350
41～45	336,650	334,160	329,170	326,670	324,180	319,200
46～50	324,650	322,220	317,370	314,950	312,520	307,680
51～55	317,480	315,100	310,340	307,960	305,590	300,830
56～60	310,310	307,970	303,310	300,980	298,650	293,990
61～65	302,790	300,510	295,950	293,660	291,390	286,820
66～70	295,280	293,050	288,580	286,350	284,120	279,650
71～75	291,220	289,010	284,590	282,380	280,170	275,750
76～80	287,150	284,960	280,590	278,400	276,220	271,850
81～85	283,130	280,970	276,640	274,480	272,310	267,990
86～90	279,110	276,970	272,690	270,550	268,410	264,130
91～95	274,820	272,700	268,470	266,350	264,240	260,000
96～100	270,520	268,430	264,250	262,160	260,070	255,880
101～105	269,880	267,800	263,620	261,540	259,450	255,270
106～110	269,250	267,160	263,000	260,910	258,830	254,670
111～115	266,480	264,420	260,290	258,230	256,160	252,040
116～120	263,710	261,670	257,580	255,540	253,500	249,410
121～125	262,680	260,640	256,570	254,530	252,490	248,420
126～130	261,640	259,610	255,550	253,520	251,490	247,430
131～135	260,950	258,920	254,860	252,830	250,800	246,750
136～140	260,250	258,220	254,170	252,150	250,120	246,070
141～145	259,120	257,100	253,060	251,040	249,020	244,980
146～150	257,990	255,980	251,950	249,930	247,920	243,890
151人以上	256,750	254,220	250,870	248,210	246,960	242,210

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,079,170	1,049,750	1,042,400	1,035,040	1,020,330	1,012,980	1,005,620
11～15人	846,260	822,980	817,160	811,340	799,710	793,880	788,070
16～20	719,850	699,680	694,630	689,590	679,500	674,460	669,410
21～25	653,930	635,530	630,930	626,330	617,140	612,540	607,940
26～30	626,290	608,610	604,190	599,770	590,930	586,500	582,080
31～35	611,130	593,850	589,520	585,200	576,560	572,230	567,910
36～40	595,970	579,080	574,850	570,630	562,190	557,960	553,740
41～45	580,500	564,020	559,900	555,770	547,530	543,410	539,290
46～50	565,030	548,960	544,940	540,920	532,880	528,860	524,850
51～55	558,090	542,200	538,230	534,250	526,310	522,340	518,370
56～60	551,150	535,450	531,520	527,600	519,740	515,820	511,890
61～65	546,500	530,920	527,030	523,130	515,340	511,440	507,550
66～70	541,850	526,390	522,530	518,660	510,930	507,070	503,200
71～75	536,300	520,980	517,150	513,330	505,670	501,850	498,020
76～80	530,740	515,570	511,790	508,000	500,410	496,620	492,830
81～85	526,660	511,600	507,840	504,070	496,550	492,780	489,020
86～90	522,570	507,620	503,880	500,150	492,670	488,940	485,200
91人以上	516,780	501,990	498,290	494,590	487,200	483,500	479,810

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	983,560	976,200	961,490	954,140	946,780	932,070
11～15人	770,610	764,790	753,150	747,330	741,510	729,870
16～20	654,280	649,240	639,150	634,110	629,060	618,980
21～25	594,140	589,540	580,340	575,740	571,140	561,940
26～30	568,820	564,400	555,560	551,140	546,720	537,880
31～35	554,940	550,620	541,970	537,650	533,330	524,690
36～40	541,070	536,850	528,400	524,170	519,950	511,500
41～45	526,930	522,810	514,560	510,440	506,320	498,080
46～50	512,790	508,770	500,730	496,710	492,690	484,660
51～55	506,450	502,480	494,530	490,560	486,590	478,640
56～60	500,110	496,190	488,340	484,410	480,480	472,630
61～65	495,860	491,960	484,170	480,280	476,380	468,590
66～70	491,610	487,740	480,010	476,140	472,280	464,550
71～75	486,540	482,710	475,050	471,220	467,390	459,740
76～80	481,460	477,670	470,090	466,300	462,510	454,930
81～85	477,730	473,960	466,440	462,670	458,910	451,380
86～90	473,990	470,250	462,780	459,040	455,310	447,830
91人以上	468,720	465,020	457,630	453,920	450,230	442,830

イ 1.4：1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,079,170	1,049,750	1,042,400	1,035,040	1,020,330	1,012,980	1,005,620
11～15人	888,040	863,550	857,430	851,310	839,070	832,940	826,830
16～20	751,000	729,930	724,660	719,390	708,850	703,580	698,320
21～25	679,000	659,880	655,090	650,310	640,750	635,970	631,190
26～30	647,180	628,890	624,320	619,750	610,610	606,040	601,470
31～35	636,490	618,470	613,960	609,460	600,450	595,940	591,440
36～40	625,800	608,050	603,610	599,170	590,290	585,850	581,410
41～45	614,140	596,690	592,320	587,960	579,230	574,870	570,500
46～50	602,490	585,330	581,040	576,750	568,170	563,880	559,600
51～55	593,680	576,760	572,530	568,300	559,840	555,610	551,380
56～60	584,860	568,180	564,010	559,840	551,500	547,340	543,170
61～65	578,640	562,130	558,000	553,870	545,620	541,490	537,370
66～70	572,420	556,070	551,980	547,900	539,730	535,650	531,560
71～75	566,770	550,580	546,530	542,480	534,390	530,340	526,290
76～80	561,120	545,080	541,070	537,060	529,040	525,030	521,020
81～85	556,550	540,630	536,650	532,670	524,710	520,740	516,750
86～90	551,980	536,180	532,230	528,280	520,380	516,430	512,480
91人以上	543,980	528,400	524,510	520,620	512,830	508,940	505,040

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	983,560	976,200	961,490	954,140	946,780	932,070
11～15人	808,460	802,340	790,100	783,980	777,850	765,610
16～20	682,510	677,240	666,700	661,440	656,170	645,630
21～25	616,850	612,070	602,510	597,730	592,950	583,390
26～30	587,750	583,180	574,040	569,470	564,890	555,750
31～35	577,930	573,420	564,410	559,900	555,400	546,390
36～40	568,100	563,660	554,780	550,340	545,900	537,030
41～45	557,410	553,040	544,320	539,950	535,590	526,870
46～50	546,730	542,440	533,860	529,570	525,280	516,700
51～55	538,690	534,460	526,000	521,780	517,540	509,090
56～60	530,660	526,490	518,150	513,980	509,810	501,480
61～65	524,980	520,850	512,600	508,470	504,350	496,090
66～70	519,300	515,210	507,050	502,960	498,870	490,700
71～75	514,150	510,100	502,010	497,960	493,910	485,810
76～80	509,000	504,990	496,960	492,950	488,940	480,930
81～85	504,810	500,840	492,880	488,900	484,920	476,960
86～90	500,640	496,690	488,790	484,840	480,890	472,990
91人以上	493,360	489,470	481,680	477,790	473,900	466,110

ウ 1.3：1の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,141,840	1,110,610	1,102,800	1,094,990	1,079,380	1,071,570	1,063,760
11～15人	929,570	903,890	897,470	891,040	878,200	871,780	865,360
16～20	782,330	760,360	754,860	749,360	738,380	732,880	727,390
21～25	703,910	684,070	679,110	674,150	664,230	659,270	654,310
26～30	688,710	669,230	664,360	659,480	649,740	644,870	640,000
31～35	673,540	654,450	649,670	644,900	635,360	630,590	625,810
36～40	658,370	639,670	635,000	630,330	620,980	616,300	611,630
41～45	642,880	624,600	620,030	615,460	606,320	601,740	597,170
46～50	627,410	609,530	605,060	600,590	591,650	587,180	582,720
51～55	620,480	602,790	598,360	593,940	585,100	580,670	576,250
56～60	613,550	596,040	591,670	587,290	578,540	574,160	569,780
61～65	608,900	591,520	587,170	582,830	574,140	569,790	565,450
66～70	604,250	586,990	582,670	578,360	569,730	565,410	561,100
71～75	600,000	582,860	578,570	574,280	565,700	561,410	557,130
76～80	595,760	578,710	574,460	570,200	561,670	557,420	553,160
81～85	590,380	573,480	569,260	565,040	556,590	552,360	548,140
86～90	585,000	568,250	564,060	559,870	551,500	547,310	543,130
91人以上	579,210	562,630	558,470	554,330	546,030	541,880	537,740

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,040,340	1,032,530	1,016,920	1,009,110	1,001,300	985,690
11～15人	846,100	839,680	826,840	820,420	813,990	801,150
16～20	710,900	705,410	694,420	688,920	683,430	672,440
21～25	639,430	634,470	624,550	619,590	614,630	604,710
26～30	625,390	620,520	610,770	605,900	601,030	591,290
31～35	611,500	606,730	597,180	592,410	587,640	578,090
36～40	597,610	592,930	583,590	578,910	574,240	564,890
41～45	583,460	578,890	569,740	565,170	560,600	551,450
46～50	569,310	564,840	555,900	551,430	546,960	538,030
51～55	562,980	558,560	549,710	545,290	540,870	532,020
56～60	556,660	552,280	543,530	539,160	534,780	526,020
61～65	552,400	548,060	539,370	535,020	530,680	521,990
66～70	548,160	543,840	535,210	530,890	526,570	517,940
71～75	544,270	539,980	531,400	527,120	522,830	514,250
76～80	540,380	536,120	527,600	523,340	519,080	510,560
81～85	535,470	531,250	522,800	518,580	514,350	505,910
86～90	530,560	526,370	518,000	513,810	509,620	501,250
91人以上	525,300	521,140	512,850	508,700	504,550	496,260

エ 3.5：1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	755,090	734,910	729,870	724,930	714,730	709,850	704,640
11～15人	549,720	535,000	531,320	527,710	520,280	516,710	512,920
16～20	495,740	482,030	478,600	475,220	468,310	464,960	461,450
21～25	448,590	436,100	432,980	429,900	423,610	420,550	417,360
26～30	413,230	401,670	398,780	395,930	390,110	387,280	384,330
31～35	393,570	382,530	379,780	377,050	371,500	368,790	365,980
36～40	373,900	363,390	360,770	358,170	352,890	350,300	347,630
41～45	354,240	344,250	341,760	339,290	334,270	331,810	329,280
46～50	334,570	325,110	322,750	320,410	315,660	313,320	310,930
51～55	329,140	319,830	317,500	315,200	310,520	308,220	305,860
56～60	323,720	314,550	312,260	309,980	305,380	303,120	300,800
61～65	318,290	309,270	307,010	304,770	300,240	298,020	295,730
66～70	312,860	303,980	301,760	299,560	295,100	292,910	290,670
71～75	307,430	298,700	296,520	294,350	289,970	287,810	285,600
76～80	302,010	293,420	291,270	289,140	284,830	282,710	280,540
81～85	296,580	288,140	286,020	283,930	279,690	277,600	275,470
86～90	291,150	282,850	280,780	278,720	274,550	272,500	270,400
91人以上	285,720	277,570	275,530	273,510	269,420	267,400	265,340

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	689,740	684,460	674,660	669,330	664,610	654,190
11～15人	502,040	498,210	491,040	487,170	483,710	476,130
16～20	451,290	447,740	441,030	437,450	434,190	427,170
21～25	408,090	404,870	398,750	395,510	392,520	386,140
26～30	375,740	372,770	367,090	364,100	361,320	355,430
31～35	357,780	354,950	349,520	346,670	344,010	338,390
36～40	339,810	337,120	331,950	329,240	326,700	321,360
41～45	321,850	319,300	314,370	311,810	309,390	304,320
46～50	303,880	301,470	296,800	294,380	292,080	287,280
51～55	298,920	296,550	291,950	289,570	287,300	282,580
56～60	293,960	291,630	287,100	284,750	282,520	277,880
61～65	289,010	286,710	282,250	279,940	277,740	273,170
66～70	284,050	281,790	277,400	275,130	272,960	268,470
71～75	279,090	276,870	272,550	270,320	268,190	263,770
76～80	274,130	271,950	267,690	265,510	263,410	259,070
81～85	269,170	267,030	262,840	260,700	258,630	254,360
86～90	264,210	262,110	257,990	255,880	253,850	249,660
91人以上	259,250	257,190	253,140	251,070	249,070	244,960

オ 3：1の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	755,090	734,910	729,870	724,930	714,730	709,850	704,640
11～15人	593,280	577,300	573,300	569,380	561,320	557,430	553,330
16～20	528,420	513,760	510,090	506,480	499,090	495,510	491,760
21～25	474,730	461,490	458,170	454,900	448,240	444,990	441,610
26～30	435,020	422,830	419,780	416,770	410,630	407,640	404,540
31～35	419,710	407,920	404,970	402,050	396,120	393,230	390,230
36～40	404,400	393,010	390,160	387,340	381,610	378,810	375,920
41～45	389,090	378,100	375,350	372,620	367,100	364,390	361,600
46～50	373,780	363,190	360,540	357,910	352,590	349,970	347,290
51～55	367,700	357,270	354,660	352,070	346,840	344,260	341,620
56～60	361,620	351,350	348,780	346,240	341,080	338,540	335,950
61～65	355,540	345,430	342,910	340,400	335,330	332,830	330,280
66～70	349,450	339,510	337,030	334,560	329,570	327,110	324,600
71～75	343,370	333,600	331,150	328,730	323,820	321,400	318,930
76～80	337,290	327,680	325,280	322,890	318,070	315,690	313,260
81～85	331,210	321,760	319,400	317,050	312,310	309,970	307,590
86～90	325,130	315,840	313,520	311,210	306,560	304,260	301,920
91人以上	319,050	309,930	307,650	305,380	300,800	298,540	296,240

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	689,740	684,460	674,660	669,330	664,610	654,190
11～15人	541,500	537,340	529,550	525,360	521,580	513,370
16～20	480,880	477,100	469,910	466,100	462,600	455,100
21～25	431,770	428,360	421,850	418,430	415,240	408,490
26～30	395,470	392,340	386,350	383,200	380,260	374,050
31～35	381,450	378,430	372,620	369,590	366,740	360,740
36～40	367,430	364,520	358,900	355,980	353,210	347,430
41～45	353,410	350,610	345,180	342,360	339,690	334,120
46～50	339,390	336,700	331,460	328,750	326,170	320,800
51～55	333,840	331,190	326,030	323,360	320,820	315,540
56～60	328,290	325,680	320,600	317,980	315,470	310,280
61～65	322,740	320,170	315,170	312,590	310,120	305,020
66～70	317,190	314,660	309,740	307,210	304,770	299,750
71～75	311,640	309,160	304,310	301,820	299,430	294,490
76～80	306,080	303,650	298,880	296,440	294,080	289,230
81～85	300,530	298,140	293,450	291,050	288,730	283,970
86～90	294,980	292,630	288,020	285,670	283,380	278,700
91人以上	289,430	287,120	282,590	280,280	278,040	273,440

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	545,660	530,330	526,500	522,670	518,330	514,490	513,530
21～25人	498,610	484,500	480,970	477,440	473,150	469,620	468,490
26～30	451,560	438,670	435,440	432,210	427,980	424,750	423,440
31～35	429,520	417,220	414,140	411,070	406,890	403,810	402,450
36～40	407,480	395,770	392,850	389,920	385,800	382,880	381,450
41～45	393,930	382,570	379,740	376,900	372,760	369,920	368,400
46人以上	380,380	369,380	366,630	363,880	359,710	356,960	355,360

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	502,040	498,210	490,540	486,710	482,880	475,220
21～25人	457,900	454,380	447,320	443,790	440,260	433,210
26～30	413,770	410,540	404,090	400,870	397,640	391,190
31～35	393,220	390,150	383,990	380,920	377,840	371,690
36～40	372,680	369,750	363,900	360,970	358,050	352,200
41～45	359,890	357,050	351,380	348,540	345,700	340,020
46人以上	347,110	344,360	338,860	336,110	333,360	327,860

イ 3.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	577,440	561,190	557,130	553,070	548,270	544,200	543,010
21～25人	525,670	510,770	507,050	503,320	498,640	494,910	493,580
26～30	473,900	460,350	456,960	453,570	449,010	445,620	444,150
31～35	449,440	436,550	433,340	430,110	425,640	422,430	420,910
36～40	424,970	412,760	409,710	406,650	402,280	399,230	397,670
41～45	409,380	397,570	394,630	391,670	387,300	384,350	382,720
46人以上	393,780	382,390	379,540	376,690	372,330	369,480	367,780

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	530,820	526,760	518,640	514,580	510,520	502,390
21～25人	482,400	478,680	471,230	467,510	463,780	456,330
26～30	433,980	430,600	423,820	420,430	417,040	410,270
31～35	411,250	408,020	401,590	398,360	395,140	388,700
36～40	388,510	385,460	379,350	376,300	373,240	367,130
41～45	373,870	370,920	365,020	362,070	359,120	353,220
46人以上	359,230	356,390	350,690	347,840	345,000	339,300

ウ ３：１の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	608,240	591,100	586,820	582,530	577,290	573,000	571,590
21～25人	552,240	536,570	532,650	528,730	523,670	519,750	518,220
26～30	496,240	482,040	478,490	474,930	470,040	466,490	464,860
31～35	476,660	462,990	459,570	456,150	451,280	447,860	446,140
36～40	457,090	443,940	440,650	437,360	432,520	429,230	427,440
41～45	445,600	432,740	429,530	426,310	421,410	418,200	416,300
46人以上	434,120	421,550	418,410	415,260	410,310	407,160	405,170

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	558,740	554,450	545,880	541,600	537,310	528,750
21～25人	506,470	502,550	494,710	490,800	486,880	479,040
26～30	454,200	450,650	443,550	439,990	436,440	429,340
31～35	435,880	432,470	425,630	422,210	418,790	411,950
36～40	417,570	414,280	407,710	404,420	401,130	394,560
41～45	406,650	403,440	397,010	393,800	390,580	384,150
46人以上	395,740	392,600	386,310	383,170	380,020	373,740

(5) 一時保護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	15,590,690	15,181,010	15,078,600	14,976,180	14,771,340	14,668,920	14,566,510
6～10人	22,651,360	22,023,520	21,866,560	21,709,600	21,395,680	21,238,720	21,081,770
11～15	36,449,580	35,412,070	35,152,700	34,893,320	34,374,560	34,115,180	33,855,810
16～20	43,510,250	42,254,570	41,940,660	41,626,740	40,998,900	40,684,980	40,371,070
21～25	50,570,920	49,097,070	48,728,620	48,360,170	47,623,240	47,254,780	46,886,330
26～30	64,692,260	62,782,080	62,304,550	61,827,010	60,871,920	60,394,380	59,916,840
31～35	77,670,180	75,350,320	74,770,370	74,190,420	73,030,490	72,450,530	71,870,580
36～40	84,730,850	82,192,820	81,558,330	80,923,840	79,654,830	79,020,320	78,385,840
41～45	91,791,520	89,035,320	88,346,300	87,657,270	86,279,170	85,590,120	84,901,090
46～50	98,852,190	95,877,830	95,134,260	94,390,690	92,903,510	92,159,920	91,416,350
51～55	105,912,860	102,720,330	101,922,220	101,124,110	99,527,840	98,729,720	97,931,610
56～60	112,973,530	109,562,830	108,710,190	107,857,530	106,152,180	105,299,520	104,446,870
61～65	120,034,200	116,405,340	115,498,150	114,590,960	112,776,520	111,869,310	110,962,130
66～70	127,094,870	123,247,840	122,286,110	121,324,380	119,400,860	118,439,110	117,477,380

※1 か所当たりの年額

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,259,250	14,156,840	13,952,000	13,849,580	13,747,160	13,542,330
6～10人	20,610,890	20,453,930	20,140,010	19,983,050	19,826,090	19,512,170
11～15	33,077,680	32,818,310	32,299,550	32,040,170	31,780,800	31,262,040
16～20	39,429,310	39,115,400	38,487,560	38,173,640	37,859,730	37,231,890
21～25	45,780,950	45,412,490	44,675,570	44,307,110	43,938,660	43,201,730
26～30	58,484,210	58,006,680	57,051,590	56,574,050	56,096,510	55,141,420
31～35	70,130,690	69,550,750	68,390,810	67,810,860	67,230,900	66,070,980
36～40	76,482,330	75,847,840	74,578,820	73,944,330	73,309,830	72,040,820
41～45	82,833,960	82,144,930	80,766,830	80,077,800	79,388,760	78,010,670
46～50	89,185,600	88,442,030	86,954,840	86,211,270	85,467,690	83,980,520
51～55	95,537,230	94,739,120	93,142,850	92,344,740	91,546,620	89,950,360
56～60	101,888,860	101,036,220	99,330,860	98,478,210	97,625,550	95,920,210
61～65	108,240,500	107,333,310	105,518,870	104,611,680	103,704,480	101,890,050
66～70	114,592,130	113,630,400	111,706,880	110,745,150	109,783,410	107,859,900

※1 か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	15,590,690	15,181,010	15,078,600	14,976,180	14,771,340	14,668,920	14,566,510
6～10人	22,651,360	22,023,520	21,866,560	21,709,600	21,395,680	21,238,720	21,081,770
11～15	43,510,250	42,254,570	41,940,660	41,626,740	40,998,900	40,684,980	40,371,070
16～20	50,570,920	49,097,070	48,728,620	48,360,170	47,623,240	47,254,780	46,886,330
21～25	57,631,590	55,939,580	55,516,580	55,093,590	54,247,580	53,824,580	53,401,590
26～30	64,692,260	62,782,080	62,304,550	61,827,010	60,871,920	60,394,380	59,916,840
31～35	77,670,180	75,350,320	74,770,370	74,190,420	73,030,490	72,450,530	71,870,580
36～40	91,791,520	89,035,320	88,346,300	87,657,270	86,279,170	85,590,120	84,901,090
41～45	98,852,190	95,877,830	95,134,260	94,390,690	92,903,510	92,159,920	91,416,350
46～50	105,912,860	102,720,330	101,922,220	101,124,110	99,527,840	98,729,720	97,931,610
51～55	112,973,530	109,562,830	108,710,190	107,857,530	106,152,180	105,299,520	104,446,870
56～60	120,034,200	116,405,340	115,498,150	114,590,960	112,776,520	111,869,310	110,962,130
61～65	127,094,870	123,247,840	122,286,110	121,324,380	119,400,860	118,439,110	117,477,380
66～70	141,216,210	136,932,850	135,862,040	134,791,230	132,649,540	131,578,710	130,507,900

※1か所当たりの年額

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,259,250	14,156,840	13,952,000	13,849,580	13,747,160	13,542,330
6～10人	20,610,890	20,453,930	20,140,010	19,983,050	19,826,090	19,512,170
11～15	39,429,310	39,115,400	38,487,560	38,173,640	37,859,730	37,231,890
16～20	45,780,950	45,412,490	44,675,570	44,307,110	43,938,660	43,201,730
21～25	52,132,580	51,709,590	50,863,580	50,440,580	50,017,580	49,171,580
26～30	58,484,210	58,006,680	57,051,590	56,574,050	56,096,510	55,141,420
31～35	70,130,690	69,550,750	68,390,810	67,810,860	67,230,900	66,070,980
36～40	82,833,960	82,144,930	80,766,830	80,077,800	79,388,760	78,010,670
41～45	89,185,600	88,442,030	86,954,840	86,211,270	85,467,690	83,980,520
46～50	95,537,230	94,739,120	93,142,850	92,344,740	91,546,620	89,950,360
51～55	101,888,860	101,036,220	99,330,860	98,478,210	97,625,550	95,920,210
56～60	108,240,500	107,333,310	105,518,870	104,611,680	103,704,480	101,890,050
61～65	114,592,130	113,630,400	111,706,880	110,745,150	109,783,410	107,859,900
66～70	127,295,400	126,224,590	124,082,900	123,012,090	121,941,270	119,799,590

※1か所当たりの年額

ウ ４：１の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	15,590,690	15,181,010	15,078,600	14,976,180	14,771,340	14,668,920	14,566,510
6～10人	29,712,030	28,866,020	28,654,520	28,443,030	28,020,020	27,808,520	27,597,020
11～15	43,510,250	42,254,570	41,940,660	41,626,740	40,998,900	40,684,980	40,371,070
16～20	50,570,920	49,097,070	48,728,620	48,360,170	47,623,240	47,254,780	46,886,330
21～25	64,692,260	62,782,080	62,304,550	61,827,010	60,871,920	60,394,380	59,916,840
26～30	71,752,930	69,624,580	69,092,510	68,560,440	67,496,260	66,964,170	66,432,100
31～35	84,730,850	82,192,820	81,558,330	80,923,840	79,654,830	79,020,320	78,385,840
36～40	98,852,190	95,877,830	95,134,260	94,390,690	92,903,510	92,159,920	91,416,350
41～45	105,912,860	102,720,330	101,922,220	101,124,110	99,527,840	98,729,720	97,931,610
46～50	112,973,530	109,562,830	108,710,190	107,857,530	106,152,180	105,299,520	104,446,870
51～55	120,034,200	116,405,340	115,498,150	114,590,960	112,776,520	111,869,310	110,962,130
56～60	134,155,540	130,090,340	129,074,070	128,057,800	126,025,200	125,008,910	123,992,640
61～65	141,216,210	136,932,850	135,862,040	134,791,230	132,649,540	131,578,710	130,507,900
66～70	148,276,880	143,775,350	142,650,000	141,524,650	139,273,880	138,148,510	137,023,160

※１か所当たりの年額

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,259,250	14,156,840	13,952,000	13,849,580	13,747,160	13,542,330
6～10人	26,962,520	26,751,020	26,328,020	26,116,520	25,905,020	25,482,020
11～15	39,429,310	39,115,400	38,487,560	38,173,640	37,859,730	37,231,890
16～20	45,780,950	45,412,490	44,675,570	44,307,110	43,938,660	43,201,730
21～25	58,484,210	58,006,680	57,051,590	56,574,050	56,096,510	55,141,420
26～30	64,835,850	64,303,780	63,239,600	62,707,520	62,175,440	61,111,270
31～35	76,482,330	75,847,840	74,578,820	73,944,330	73,309,830	72,040,820
36～40	89,185,600	88,442,030	86,954,840	86,211,270	85,467,690	83,980,520
41～45	95,537,230	94,739,120	93,142,850	92,344,740	91,546,620	89,950,360
46～50	101,888,860	101,036,220	99,330,860	98,478,210	97,625,550	95,920,210
51～55	108,240,500	107,333,310	105,518,870	104,611,680	103,704,480	101,890,050
56～60	120,943,770	119,927,500	117,894,890	116,878,620	115,862,340	113,829,750
61～65	127,295,400	126,224,590	124,082,900	123,012,090	121,941,270	119,799,590
66～70	133,647,030	132,521,690	130,270,910	129,145,560	128,020,190	125,769,440

※１か所当たりの年額

エ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	22,651,360	22,023,520	21,866,560	21,709,600	21,395,680	21,238,720	21,081,770
6～10人	29,712,030	28,866,020	28,654,520	28,443,030	28,020,020	27,808,520	27,597,020
11～15	50,570,920	49,097,070	48,728,620	48,360,170	47,623,240	47,254,780	46,886,330
16～20	64,692,260	62,782,080	62,304,550	61,827,010	60,871,920	60,394,380	59,916,840
21～25	71,752,930	69,624,580	69,092,510	68,560,440	67,496,260	66,964,170	66,432,100
26～30	85,874,270	83,309,590	82,668,440	82,027,280	80,744,940	80,103,770	79,462,620
31～35	105,912,860	102,720,330	101,922,220	101,124,110	99,527,840	98,729,720	97,931,610
36～40	112,973,530	109,562,830	108,710,190	107,857,530	106,152,180	105,299,520	104,446,870
41～45	127,094,870	123,247,840	122,286,110	121,324,380	119,400,860	118,439,110	117,477,380
46～50	141,216,210	136,932,850	135,862,040	134,791,230	132,649,540	131,578,710	130,507,900
51～55	148,276,880	143,775,350	142,650,000	141,524,650	139,273,880	138,148,510	137,023,160
56～60	162,398,220	157,460,350	156,225,930	154,991,500	152,522,560	151,288,100	150,053,670
61～65	176,519,560	171,145,360	169,801,850	168,458,340	165,771,230	164,427,700	163,084,190
66～70	183,580,230	177,987,860	176,589,820	175,191,760	172,395,570	170,997,500	169,599,450

※1か所当たりの年額

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
5人まで	20,610,890	20,453,930	20,140,010	19,983,050	19,826,090	19,512,170
6～10人	26,962,520	26,751,020	26,328,020	26,116,520	25,905,020	25,482,020
11～15	45,780,950	45,412,490	44,675,570	44,307,110	43,938,660	43,201,730
16～20	58,484,210	58,006,680	57,051,590	56,574,050	56,096,510	55,141,420
21～25	64,835,850	64,303,780	63,239,600	62,707,520	62,175,440	61,111,270
26～30	77,539,120	76,897,960	75,615,620	74,974,460	74,333,300	73,050,960
31～35	95,537,230	94,739,120	93,142,850	92,344,740	91,546,620	89,950,360
36～40	101,888,860	101,036,220	99,330,860	98,478,210	97,625,550	95,920,210
41～45	114,592,130	113,630,400	111,706,880	110,745,150	109,783,410	107,859,900
46～50	127,295,400	126,224,590	124,082,900	123,012,090	121,941,270	119,799,590
51～55	133,647,030	132,521,690	130,270,910	129,145,560	128,020,190	125,769,440
56～60	146,350,300	145,115,870	142,646,930	141,412,500	140,178,050	137,709,130
61～65	159,053,570	157,710,060	155,022,950	153,679,440	152,335,910	149,648,820
66～70	165,405,200	164,007,160	161,210,960	159,812,910	158,414,840	155,618,670

※1か所当たりの年額

オ 2：1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	29,712,030	28,866,020	28,654,520	28,443,030	28,020,020	27,808,520	27,597,020
6～10人	43,833,370	42,551,020	42,230,450	41,909,870	41,268,700	40,948,120	40,627,540
11～15	71,752,930	69,624,580	69,092,510	68,560,440	67,496,260	66,964,170	66,432,100
16～20	85,874,270	83,309,590	82,668,440	82,027,280	80,744,940	80,103,770	79,462,620
21～25	107,056,280	103,837,100	103,032,330	102,227,550	100,617,950	99,813,160	99,008,390
26～30	121,177,620	117,522,100	116,608,250	115,694,400	113,866,630	112,952,760	112,038,910
31～35	148,276,880	143,775,350	142,650,000	141,524,650	139,273,880	138,148,510	137,023,160
36～40	162,398,220	157,460,350	156,225,930	154,991,500	152,522,560	151,288,100	150,053,670
41～45	183,580,230	177,987,860	176,589,820	175,191,760	172,395,570	170,997,500	169,599,450
46～50	197,701,570	191,672,870	190,165,740	188,658,610	185,644,250	184,137,090	182,629,960
51～55	218,883,580	212,200,380	210,529,630	208,858,880	205,517,270	203,846,490	202,175,740
56～60	233,004,920	225,885,380	224,105,560	222,325,730	218,765,950	216,986,080	215,206,250
61～65	254,186,930	246,412,890	244,469,450	242,525,990	238,638,960	236,695,480	234,752,030
66～70	268,308,270	260,097,900	258,045,370	255,992,840	251,887,640	249,835,070	247,782,540

※1 か所当たりの年額

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
5人まで	26,962,520	26,751,020	26,328,020	26,116,520	25,905,020	25,482,020
6～10人	39,665,790	39,345,210	38,704,040	38,383,460	38,062,880	37,421,710
11～15	64,835,850	64,303,780	63,239,600	62,707,520	62,175,440	61,111,270
16～20	77,539,120	76,897,960	75,615,620	74,974,460	74,333,300	73,050,960
21～25	96,594,020	95,789,250	94,179,650	93,374,870	92,570,090	90,960,500
26～30	109,297,290	108,383,430	106,555,670	105,641,810	104,727,950	102,900,190
31～35	133,647,030	132,521,690	130,270,910	129,145,560	128,020,190	125,769,440
36～40	146,350,300	145,115,870	142,646,930	141,412,500	140,178,050	137,709,130
41～45	165,405,200	164,007,160	161,210,960	159,812,910	158,414,840	155,618,670
46～50	178,108,470	176,601,340	173,586,980	172,079,850	170,572,700	167,558,360
51～55	197,163,370	195,492,630	192,151,010	190,480,260	188,809,480	185,467,900
56～60	209,866,640	208,086,810	204,527,030	202,747,200	200,967,340	197,407,590
61～65	228,921,540	226,978,100	223,091,060	221,147,610	219,204,130	215,317,130
66～70	241,624,810	239,572,280	235,467,080	233,414,550	231,361,990	227,256,820

※1 か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	295,680	287,070	284,920	282,760	278,450	276,300	274,150
※ ₂ 1.5:1	325,250	315,780	313,410	311,040	306,300	303,930	301,560
1.4:1	361,390	350,860	348,230	345,600	340,330	337,700	335,070
1.3:1	382,650	371,500	368,720	365,930	360,350	357,570	354,780
(5:1)※ ₁							
1.6:1	282,830	274,590	272,530	270,470	266,350	264,290	262,230
※ ₂ 1.5:1	309,760	300,740	298,480	296,230	291,710	289,460	287,200
1.4:1	342,370	332,400	329,900	327,410	322,420	319,930	317,430
1.3:1	382,650	371,500	368,720	365,930	360,350	357,570	354,780
(4.5:1)※ ₁							
1.6:1	271,040	263,150	261,170	259,200	255,250	253,280	251,300
※ ₂ 1.5:1	295,680	287,070	284,920	282,760	278,450	276,300	274,150
1.4:1	325,250	315,780	313,410	311,040	306,300	303,930	301,560
1.3:1	361,390	350,860	348,230	345,600	340,330	337,700	335,070
(4:1)※ ₁							
1.6:1	250,190	242,900	241,080	239,260	235,610	233,790	231,970
※ ₂ 1.5:1	271,040	263,150	261,170	259,200	255,250	253,280	251,300
1.4:1	309,760	300,740	298,480	296,230	291,710	289,460	287,200
1.3:1	342,370	332,400	329,900	327,410	322,420	319,930	317,430

地域区分 職員配置	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円
1.6:1	267,690	265,530	261,220	259,070	256,920	252,610
※ ₂ 1.5:1	294,450	292,090	287,350	284,980	282,610	277,870
1.4:1	327,170	324,540	319,280	316,640	314,010	308,750
1.3:1	346,420	343,630	338,060	335,270	332,480	326,910
(5:1)※ ₁						
1.6:1	256,050	253,990	249,870	247,810	245,750	241,630
※ ₂ 1.5:1	280,430	278,180	273,660	271,410	269,150	264,640
1.4:1	309,950	307,460	302,470	299,980	297,480	292,500
1.3:1	346,420	343,630	338,060	335,270	332,480	326,910
(4.5:1)※ ₁						
1.6:1	245,380	243,400	239,460	237,480	235,510	231,560
※ ₂ 1.5:1	267,690	265,530	261,220	259,070	256,920	252,610
1.4:1	294,450	292,090	287,350	284,980	282,610	277,870
1.3:1	327,170	324,540	319,280	316,640	314,010	308,750
(4:1)※ ₁						
1.6:1	226,500	224,680	221,040	219,210	217,390	213,750
※ ₂ 1.5:1	245,380	243,400	239,460	237,480	235,510	231,560
1.4:1	280,430	278,180	273,660	271,410	269,150	264,640
1.3:1	309,950	307,460	302,470	299,980	297,480	292,500

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合

わせ 単価を設定する

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
(5.5:1) ※1	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	279,780	271,720	269,700	267,690	263,660	261,640	259,630
※2 1.5:1	307,760	298,890	296,680	294,460	290,030	287,810	285,590
1.4:1	341,950	332,100	329,640	327,180	322,250	319,790	317,330
1.3:1	362,070	351,640	349,030	346,420	341,210	338,600	335,990
(5:1) ※1							
1.6:1	267,610	259,910	257,980	256,050	252,200	250,270	248,340
※2 1.5:1	293,100	284,660	282,550	280,440	276,210	274,100	271,990
1.4:1	323,960	314,620	312,290	309,960	305,290	302,960	300,620
1.3:1	362,070	351,640	349,030	346,420	341,210	338,600	335,990
(4.5:1) ※1							
1.6:1	256,460	249,080	247,230	245,380	241,690	239,840	237,990
※2 1.5:1	279,780	271,720	269,700	267,690	263,660	261,640	259,630
1.4:1	307,760	298,890	296,680	294,460	290,030	287,810	285,590
1.3:1	341,950	332,100	329,640	327,180	322,250	319,790	317,330
(4:1) ※1							
1.6:1	236,740	229,920	228,210	226,510	223,100	221,390	219,690
※2 1.5:1	256,460	249,080	247,230	245,380	241,690	239,840	237,990
1.4:1	293,100	284,660	282,550	280,440	276,210	274,100	271,990
1.3:1	323,960	314,620	312,290	309,960	305,290	302,960	300,620

地域区分 職員配置	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
(5.5:1) ※1	円	円	円	円	円	円
1.6:1	253,580	251,570	247,540	245,520	243,510	239,480
※2 1.5:1	278,940	276,730	272,290	270,080	267,860	263,430
1.4:1	309,940	307,480	302,550	300,090	297,620	292,700
1.3:1	328,170	325,560	320,350	317,740	315,130	309,920
(5:1) ※1						
1.6:1	242,560	240,630	236,780	234,850	232,920	229,070
※2 1.5:1	265,660	263,550	259,330	257,220	255,110	250,880
1.4:1	293,630	291,290	286,630	284,290	281,960	277,290
1.3:1	328,170	325,560	320,350	317,740	315,130	309,920
(4.5:1) ※1						
1.6:1	232,450	230,610	226,910	225,060	223,220	219,520
※2 1.5:1	253,580	251,570	247,540	245,520	243,510	239,480
1.4:1	278,940	276,730	272,290	270,080	267,860	263,430
1.3:1	309,940	307,480	302,550	300,090	297,620	292,700
(4:1) ※1						
1.6:1	214,570	212,870	209,460	207,750	206,050	202,640
※2 1.5:1	232,450	230,610	226,910	225,060	223,220	219,520
1.4:1	265,660	263,550	259,330	257,220	255,110	250,880
1.3:1	293,630	291,290	286,630	284,290	281,960	277,290

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合

わせ 単価を設定する。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)※	198,550	192,830	191,400	189,970	187,110	185,680	184,250
(5:1)※	186,520	181,140	179,800	178,460	175,770	174,430	173,080
(4.5:1)※	170,970	166,050	164,820	163,590	161,120	159,890	158,660
(4:1)※	153,880	149,440	148,340	147,230	145,010	143,900	142,790

※ 少年に対する職員配置状況

地域区分 職員配置	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)※	179,960	178,530	175,670	174,240	172,810	169,950
(5:1)※	169,050	167,710	165,030	163,680	162,340	159,650
(4.5:1)※	154,970	153,740	151,270	150,040	148,810	146,350
(4:1)※	139,470	138,360	136,140	135,040	133,930	131,710

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円
4:1	42,150	40,940	40,640	40,330	39,730	39,420	39,120
※ ₂ 3.5:1	64,110	62,270	61,800	61,340	60,420	59,960	59,490
3:1	93,260	90,570	89,900	89,230	87,880	87,210	86,540
(5:1)※ ₁							
4:1	30,770	29,890	29,660	29,440	29,000	28,780	28,560
※ ₂ 3.5:1	53,060	51,530	51,150	50,770	50,000	49,620	49,240
3:1	82,070	79,700	79,110	78,520	77,340	76,750	76,150
(4.5:1)※ ₁							
4:1	17,090	16,600	16,480	16,350	16,110	15,990	15,860
※ ₂ 3.5:1	39,200	38,070	37,790	37,510	36,940	36,660	36,380
3:1	68,390	66,420	65,920	65,430	64,450	63,950	63,460
(4:1)※ ₁							
※ ₂ 3.5:1	21,980	21,350	21,190	21,030	20,710	20,550	20,400
3:1	51,290	49,810	49,440	49,070	48,330	47,960	47,600

地域区分 職員配置	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円
4:1	38,210	37,900	37,300	36,990	36,690	36,080
※ ₂ 3.5:1	58,110	57,650	56,720	56,260	55,800	54,880
3:1	84,530	83,850	82,510	81,840	81,170	79,820
(5:1)※ ₁						
4:1	27,890	27,670	27,230	27,000	26,780	26,340
※ ₂ 3.5:1	48,090	47,710	46,940	46,560	46,180	45,410
3:1	74,380	73,790	72,610	72,020	71,430	70,240
(4.5:1)※ ₁						
4:1	15,490	15,370	15,120	15,000	14,880	14,630
※ ₂ 3.5:1	35,530	35,250	34,680	34,400	34,120	33,550
3:1	61,980	61,490	60,510	60,010	59,520	58,540
(4:1)※ ₁						
※ ₂ 3.5:1	19,920	19,760	19,450	19,290	19,130	18,810
3:1	46,490	46,120	45,380	45,010	44,640	43,900

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合

わせ 単価を設定する。

(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,440	32,480	32,240	32,020	31,520	31,300	31,040
21～25人	26,750	25,980	25,790	25,610	25,210	25,040	24,830
26～30	22,290	21,650	21,490	21,340	21,010	20,870	20,690
31～35	19,110	18,560	18,420	18,290	18,010	17,890	17,730
36～40	16,720	16,240	16,120	16,010	15,760	15,650	15,520
41～45	14,860	14,430	14,330	14,230	14,010	13,910	13,790
46～50	13,370	12,990	12,890	12,800	12,600	12,520	12,410
51～55	12,160	11,810	11,720	11,640	11,460	11,380	11,280
56～60	11,140	10,820	10,740	10,670	10,500	10,430	10,340
61～65	10,290	9,990	9,920	9,850	9,690	9,630	9,550
66～70	9,550	9,280	9,210	9,140	9,000	8,940	8,860
71～75	8,910	8,660	8,590	8,530	8,400	8,340	8,270
76～80	8,360	8,120	8,060	8,000	7,880	7,820	7,760
81～85	7,860	7,640	7,580	7,530	7,410	7,360	7,300
86～90	7,430	7,210	7,160	7,110	7,000	6,950	6,890
91～95	7,040	6,830	6,780	6,740	6,630	6,590	6,530
96～100	6,680	6,490	6,440	6,400	6,300	6,260	6,200
101～105	6,370	6,180	6,140	6,090	6,000	5,960	5,910
106～110	6,080	5,900	5,860	5,820	5,730	5,690	5,640
111～115	5,810	5,640	5,600	5,560	5,480	5,440	5,390
116～120	5,570	5,410	5,370	5,330	5,250	5,210	5,170
121～125	5,350	5,190	5,150	5,120	5,040	5,000	4,960
126～130	5,140	4,990	4,960	4,920	4,850	4,810	4,770
131～135	4,950	4,810	4,770	4,740	4,670	4,630	4,590
136～140	4,770	4,640	4,600	4,570	4,500	4,470	4,430
141～145	4,610	4,480	4,440	4,410	4,340	4,310	4,280
146～150	4,450	4,330	4,290	4,260	4,200	4,170	4,130
151人以上	4,310	4,190	4,160	4,130	4,060	4,040	4,000

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	30,350	30,080	29,640	29,360	29,160	28,640
21～25人	24,280	24,060	23,710	23,480	23,330	22,910
26～30	20,230	20,050	19,760	19,570	19,440	19,090
31～35	17,340	17,180	16,940	16,770	16,660	16,360
36～40	15,170	15,040	14,820	14,680	14,580	14,320
41～45	13,490	13,370	13,170	13,040	12,960	12,720
46～50	12,140	12,030	11,850	11,740	11,660	11,450
51～55	11,030	10,930	10,780	10,670	10,600	10,410
56～60	10,110	10,020	9,880	9,780	9,720	9,540
61～65	9,340	9,250	9,120	9,030	8,970	8,810
66～70	8,670	8,590	8,470	8,380	8,330	8,180
71～75	8,090	8,020	7,900	7,830	7,770	7,630
76～80	7,580	7,520	7,410	7,340	7,290	7,160
81～85	7,140	7,070	6,970	6,900	6,860	6,730
86～90	6,740	6,680	6,580	6,520	6,480	6,360
91～95	6,390	6,330	6,240	6,180	6,140	6,030
96～100	6,070	6,010	5,920	5,870	5,830	5,720
101～105	5,780	5,730	5,640	5,590	5,550	5,450
106～110	5,510	5,460	5,390	5,330	5,300	5,200
111～115	5,270	5,230	5,150	5,100	5,070	4,980
116～120	5,050	5,010	4,940	4,890	4,860	4,770
121～125	4,850	4,810	4,740	4,690	4,660	4,580
126～130	4,670	4,620	4,560	4,510	4,480	4,400
131～135	4,490	4,450	4,390	4,350	4,320	4,240
136～140	4,330	4,290	4,230	4,190	4,160	4,090
141～145	4,180	4,140	4,080	4,050	4,020	3,950
146～150	4,040	4,010	3,950	3,910	3,880	3,810
151人以上	3,910	3,880	3,820	3,780	3,760	3,690

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	66,880	64,960	64,480	64,030	63,040	62,610	62,080
11～15人	44,590	43,310	42,990	42,690	42,030	41,740	41,390
16～20	33,440	32,480	32,240	32,020	31,520	31,300	31,040
21～25	26,750	25,980	25,790	25,610	25,210	25,040	24,830
26～30	22,290	21,650	21,490	21,340	21,010	20,870	20,690
31～35	19,110	18,560	18,420	18,290	18,010	17,890	17,730
36～40	16,720	16,240	16,120	16,010	15,760	15,650	15,520
41～45	14,860	14,430	14,330	14,230	14,010	13,910	13,790
46～50	13,370	12,990	12,890	12,800	12,600	12,520	12,410
51～55	12,160	11,810	11,720	11,640	11,460	11,380	11,280
56～60	11,140	10,820	10,740	10,670	10,500	10,430	10,340
61～65	10,290	9,990	9,920	9,850	9,690	9,630	9,550
66～70	9,550	9,280	9,210	9,140	9,000	8,940	8,860
71～75	8,910	8,660	8,590	8,530	8,400	8,340	8,270
76～80	8,360	8,120	8,060	8,000	7,880	7,820	7,760
81～85	7,860	7,640	7,580	7,530	7,410	7,360	7,300
86～90	7,430	7,210	7,160	7,110	7,000	6,950	6,890
91人以上	7,040	6,830	6,780	6,740	6,630	6,590	6,530

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	60,710	60,160	59,280	58,720	58,330	57,280
11～15人	40,470	40,100	39,520	39,140	38,890	38,180
16～20	30,350	30,080	29,640	29,360	29,160	28,640
21～25	24,280	24,060	23,710	23,480	23,330	22,910
26～30	20,230	20,050	19,760	19,570	19,440	19,090
31～35	17,340	17,180	16,940	16,770	16,660	16,360
36～40	15,170	15,040	14,820	14,680	14,580	14,320
41～45	13,490	13,370	13,170	13,040	12,960	12,720
46～50	12,140	12,030	11,850	11,740	11,660	11,450
51～55	11,030	10,930	10,780	10,670	10,600	10,410
56～60	10,110	10,020	9,880	9,780	9,720	9,540
61～65	9,340	9,250	9,120	9,030	8,970	8,810
66～70	8,670	8,590	8,470	8,380	8,330	8,180
71～75	8,090	8,020	7,900	7,830	7,770	7,630
76～80	7,580	7,520	7,410	7,340	7,290	7,160
81～85	7,140	7,070	6,970	6,900	6,860	6,730
86～90	6,740	6,680	6,580	6,520	6,480	6,360
91人以上	6,390	6,330	6,240	6,180	6,140	6,030

(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35人	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35人	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	66,090	64,170	63,690	63,240	62,250	61,820	61,290
11～15人	44,060	42,780	42,460	42,160	41,500	41,210	40,860
16～20	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91人以上	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	59,920	59,370	58,490	57,930	57,540	56,490
11～15人	39,940	39,580	38,990	38,620	38,360	37,660
16～20	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91人以上	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46人以上	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46人以上	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	44,060	42,780	42,460	42,160	41,500	41,210	40,860
11～20世帯	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51世帯以上	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	39,940	39,580	38,990	38,620	38,360	37,660
11～20世帯	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51世帯以上	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1人につき	円 73,440	円 71,300	円 70,770	円 70,270	円 69,170	円 68,690	円 68,100

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1人につき	円 66,580	円 65,970	円 64,990	円 64,360	円 63,940	円 62,760

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	44,060	42,780	42,460	42,160	41,500	41,210	40,860
11～20世帯	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51世帯以上	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	39,940	39,580	38,990	38,620	38,360	37,660
11～20世帯	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51世帯以上	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410

ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	110,160	106,960	106,160	105,410	103,750	103,030	102,150
7～9人	73,440	71,300	70,770	70,270	69,170	68,690	68,100
10～12	55,080	53,480	53,080	52,700	51,870	51,520	51,070
13～15	44,060	42,780	42,460	42,160	41,500	41,210	40,860
16～18	36,720	35,650	35,380	35,130	34,580	34,340	34,050
19人以上	34,780	33,770	33,520	33,280	32,760	32,530	32,260

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
6人まで	99,870	98,950	97,490	96,550	95,910	94,150
7～9人	66,580	65,970	64,990	64,360	63,940	62,760
10～12	49,930	49,470	48,740	48,270	47,950	47,070
13～15	39,940	39,580	38,990	38,620	38,360	37,660
16～18	33,290	32,980	32,490	32,180	31,970	31,380
19人以上	31,530	31,240	30,780	30,490	30,280	29,730

エ ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	660,980	641,760	636,960	632,480	622,550	618,230	612,940

地域区分 現員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	599,230	593,720	584,980	579,310	575,480	564,900

(13) 個別対応職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

定員	月額
	円
1施設当たり	372,720

イ ファミリーホーム

定員	月額
	円
1施設当たり	372,720

(14) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	30,280	29,410	29,190	28,970	28,540	28,320	28,100
21～25人	24,220	23,530	23,350	23,180	22,830	22,660	22,480
26～30	20,180	19,600	19,460	19,310	19,020	18,880	18,730
31～35	17,300	16,800	16,680	16,550	16,310	16,180	16,060
36～40	15,140	14,700	14,590	14,480	14,270	14,160	14,050
41～45	13,450	13,070	12,970	12,870	12,680	12,580	12,490
46～50	12,110	11,760	11,670	11,590	11,410	11,330	11,240
51～55	11,010	10,690	10,610	10,530	10,370	10,300	10,220
56～60	10,090	9,800	9,730	9,650	9,510	9,440	9,360
61～65	9,310	9,050	8,980	8,910	8,780	8,710	8,640
66～70	8,650	8,400	8,340	8,270	8,150	8,090	8,030
71～75	8,070	7,840	7,780	7,720	7,610	7,550	7,490
76～80	7,570	7,350	7,290	7,240	7,130	7,080	7,020
81～85	7,120	6,920	6,860	6,810	6,710	6,660	6,610
86～90	6,730	6,530	6,480	6,430	6,340	6,290	6,240
91～95	6,370	6,190	6,140	6,100	6,000	5,960	5,910
96～100	6,050	5,880	5,830	5,790	5,700	5,660	5,620
101～105	5,760	5,600	5,560	5,520	5,430	5,390	5,350
106～110	5,500	5,340	5,300	5,260	5,190	5,150	5,110
111～115	5,260	5,110	5,070	5,040	4,960	4,920	4,880
116～120	5,040	4,900	4,860	4,830	4,750	4,720	4,680
121～125	4,840	4,700	4,670	4,630	4,560	4,530	4,490
126～130	4,650	4,520	4,490	4,450	4,390	4,350	4,320
131～135	4,480	4,350	4,320	4,290	4,220	4,190	4,160
136～140	4,320	4,200	4,170	4,140	4,070	4,040	4,010
141～145	4,170	4,050	4,020	3,990	3,930	3,900	3,870
146～150	4,030	3,920	3,890	3,860	3,800	3,770	3,740
151人以上	3,900	3,790	3,760	3,730	3,680	3,650	3,620

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,450	27,230	26,800	26,580	26,360	25,930
21～25人	21,960	21,780	21,440	21,260	21,090	20,740
26～30	18,300	18,150	17,860	17,720	17,570	17,280
31～35	15,680	15,560	15,310	15,190	15,060	14,810
36～40	13,720	13,610	13,400	13,290	13,180	12,960
41～45	12,200	12,100	11,910	11,810	11,710	11,520
46～50	10,980	10,890	10,720	10,630	10,540	10,370
51～55	9,980	9,900	9,740	9,660	9,580	9,420
56～60	9,150	9,070	8,930	8,860	8,780	8,640
61～65	8,440	8,380	8,240	8,180	8,110	7,970
66～70	7,840	7,780	7,650	7,590	7,530	7,400
71～75	7,320	7,260	7,140	7,080	7,030	6,910
76～80	6,860	6,800	6,700	6,640	6,590	6,480
81～85	6,460	6,400	6,300	6,250	6,200	6,100
86～90	6,100	6,050	5,950	5,900	5,850	5,760
91～95	5,780	5,730	5,640	5,590	5,550	5,450
96～100	5,490	5,440	5,360	5,310	5,270	5,180
101～105	5,220	5,180	5,100	5,060	5,020	4,930
106～110	4,990	4,950	4,870	4,830	4,790	4,710
111～115	4,770	4,730	4,660	4,620	4,580	4,510
116～120	4,570	4,530	4,460	4,430	4,390	4,320
121～125	4,390	4,350	4,280	4,250	4,210	4,140
126～130	4,220	4,190	4,120	4,090	4,050	3,980
131～135	4,060	4,030	3,970	3,930	3,900	3,840
136～140	3,920	3,890	3,820	3,790	3,760	3,700
141～145	3,780	3,750	3,690	3,660	3,630	3,570
146～150	3,660	3,630	3,570	3,540	3,510	3,450
151人以上	3,540	3,510	3,450	3,430	3,400	3,340

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	21,130	20,510	20,360	20,210	19,900	19,750	19,590
31～35人	18,110	17,580	17,450	17,320	17,060	16,920	16,790
36～40	15,840	15,380	15,270	15,150	14,920	14,810	14,690
41～45	14,080	13,670	13,570	13,470	13,260	13,160	13,060
46～50	12,670	12,310	12,210	12,120	11,940	11,850	11,750
51～55	11,520	11,190	11,100	11,020	10,850	10,770	10,680
56～60	10,560	10,250	10,180	10,100	9,950	9,870	9,790
61～65	9,750	9,470	9,390	9,320	9,180	9,110	9,040
66～70	9,050	8,790	8,720	8,660	8,530	8,460	8,390
71～75	8,450	8,200	8,140	8,080	7,960	7,900	7,830
76～80	7,920	7,690	7,630	7,570	7,460	7,400	7,340
81～85	7,450	7,240	7,180	7,130	7,020	6,970	6,910
86～90	7,040	6,830	6,780	6,730	6,630	6,580	6,530
91～95	6,670	6,470	6,430	6,380	6,280	6,230	6,180
96～100	6,330	6,150	6,100	6,060	5,970	5,920	5,870
101～105	6,030	5,860	5,810	5,770	5,680	5,640	5,590
106～110	5,760	5,590	5,550	5,510	5,420	5,380	5,340
111～115	5,510	5,350	5,310	5,270	5,190	5,150	5,110
116～120	5,280	5,120	5,090	5,050	4,970	4,930	4,890
121～125	5,070	4,920	4,880	4,850	4,770	4,740	4,700
126～130	4,870	4,730	4,690	4,660	4,590	4,550	4,520
131～135	4,690	4,550	4,520	4,490	4,420	4,380	4,350
136～140	4,520	4,390	4,360	4,330	4,260	4,230	4,190
141～145	4,370	4,240	4,210	4,180	4,110	4,080	4,050
146～150	4,220	4,100	4,070	4,040	3,980	3,950	3,910
151人以上	4,090	3,970	3,940	3,910	3,850	3,820	3,790

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,130	18,980	18,670	18,520	18,360	18,060
31～35人	16,400	16,270	16,000	15,870	15,740	15,480
36～40	14,350	14,230	14,000	13,890	13,770	13,540
41～45	12,750	12,650	12,450	12,340	12,240	12,040
46～50	11,480	11,390	11,200	11,110	11,020	10,830
51～55	10,430	10,350	10,180	10,100	10,020	9,850
56～60	9,560	9,490	9,330	9,260	9,180	9,030
61～65	8,830	8,760	8,620	8,540	8,470	8,330
66～70	8,200	8,130	8,000	7,930	7,870	7,740
71～75	7,650	7,590	7,470	7,400	7,340	7,220
76～80	7,170	7,110	7,000	6,940	6,880	6,770
81～85	6,750	6,700	6,590	6,530	6,480	6,370
86～90	6,370	6,320	6,220	6,170	6,120	6,020
91～95	6,040	5,990	5,890	5,840	5,800	5,700
96～100	5,740	5,690	5,600	5,550	5,510	5,410
101～105	5,460	5,420	5,330	5,290	5,240	5,160
106～110	5,210	5,170	5,090	5,050	5,010	4,920
111～115	4,990	4,950	4,870	4,830	4,790	4,710
116～120	4,780	4,740	4,660	4,630	4,590	4,510
121～125	4,590	4,550	4,480	4,440	4,400	4,330
126～130	4,410	4,380	4,310	4,270	4,230	4,160
131～135	4,250	4,210	4,150	4,110	4,080	4,010
136～140	4,100	4,060	4,000	3,960	3,930	3,870
141～145	3,950	3,920	3,860	3,830	3,800	3,730
146～150	3,820	3,790	3,730	3,700	3,670	3,610
151人以上	3,700	3,670	3,610	3,580	3,550	3,490

(15) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,530	28,580	28,340	28,110	27,630	27,400	27,160
21～25人	23,620	22,860	22,670	22,480	22,100	21,920	21,730
26～30	19,680	19,050	18,890	18,740	18,420	18,260	18,100
31～35	16,870	16,330	16,190	16,060	15,790	15,650	15,520
36～40	14,760	14,290	14,170	14,050	13,810	13,700	13,580
41～45	13,120	12,700	12,590	12,490	12,280	12,170	12,070
46～50	11,810	11,430	11,330	11,240	11,050	10,960	10,860
51～55	10,730	10,390	10,300	10,220	10,050	9,960	9,870
56～60	9,840	9,520	9,440	9,370	9,210	9,130	9,050
61～65	9,080	8,790	8,720	8,640	8,500	8,430	8,350
66～70	8,430	8,160	8,090	8,030	7,890	7,820	7,760
71～75	7,870	7,620	7,550	7,490	7,370	7,300	7,240
76～80	7,380	7,140	7,080	7,020	6,900	6,850	6,790
81～85	6,940	6,720	6,670	6,610	6,500	6,440	6,390
86～90	6,560	6,350	6,290	6,240	6,140	6,080	6,030
91～95	6,210	6,010	5,960	5,910	5,810	5,760	5,710
96～100	5,900	5,710	5,670	5,620	5,520	5,480	5,430
101～105	5,620	5,440	5,400	5,350	5,260	5,210	5,170
106～110	5,360	5,190	5,150	5,110	5,020	4,980	4,930
111～115	5,130	4,970	4,930	4,880	4,800	4,760	4,720
116～120	4,920	4,760	4,720	4,680	4,600	4,560	4,520
121～125	4,720	4,570	4,530	4,490	4,420	4,380	4,340
126～130	4,540	4,390	4,360	4,320	4,250	4,210	4,170
131～135	4,370	4,230	4,200	4,160	4,090	4,050	4,020
136～140	4,210	4,080	4,050	4,010	3,940	3,910	3,880
141～145	4,070	3,940	3,910	3,870	3,810	3,770	3,740
146～150	3,930	3,810	3,780	3,740	3,680	3,650	3,620
151人以上	3,810	3,680	3,650	3,620	3,560	3,530	3,500

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,450	26,210	25,740	25,500	25,260	24,790
21～25人	21,160	20,970	20,590	20,400	20,210	19,830
26～30	17,630	17,470	17,160	17,000	16,840	16,520
31～35	15,110	14,980	14,710	14,570	14,430	14,160
36～40	13,220	13,100	12,870	12,750	12,630	12,390
41～45	11,750	11,650	11,440	11,330	11,230	11,020
46～50	10,580	10,480	10,290	10,200	10,100	9,910
51～55	9,610	9,530	9,360	9,270	9,180	9,010
56～60	8,810	8,730	8,580	8,500	8,420	8,260
61～65	8,130	8,060	7,920	7,840	7,770	7,620
66～70	7,550	7,490	7,350	7,280	7,210	7,080
71～75	7,050	6,990	6,860	6,800	6,730	6,610
76～80	6,610	6,550	6,430	6,370	6,310	6,190
81～85	6,220	6,160	6,050	6,000	5,940	5,830
86～90	5,870	5,820	5,720	5,660	5,610	5,510
91～95	5,560	5,510	5,410	5,360	5,320	5,220
96～100	5,290	5,240	5,140	5,100	5,050	4,950
101～105	5,030	4,990	4,900	4,850	4,810	4,720
106～110	4,810	4,760	4,680	4,630	4,590	4,500
111～115	4,600	4,550	4,470	4,430	4,390	4,310
116～120	4,400	4,360	4,290	4,250	4,210	4,130
121～125	4,230	4,190	4,110	4,080	4,040	3,960
126～130	4,070	4,030	3,960	3,920	3,880	3,810
131～135	3,910	3,880	3,810	3,770	3,740	3,670
136～140	3,770	3,740	3,670	3,640	3,610	3,540
141～145	3,640	3,610	3,550	3,510	3,480	3,420
146～150	3,520	3,490	3,430	3,400	3,360	3,300
151人以上	3,410	3,380	3,320	3,290	3,260	3,190

(16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	40,370	39,210	38,920	38,630	38,050	37,760	37,470
11～20世帯	30,280	29,410	29,190	28,970	28,540	28,320	28,100
21～30	20,180	19,600	19,460	19,310	19,020	18,880	18,730
31～40	18,170	17,640	17,510	17,380	17,120	16,990	16,860
41～50	16,150	15,680	15,570	15,450	15,220	15,100	14,990
51世帯以上	14,130	13,720	13,620	13,520	13,310	13,210	13,110

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,600	36,310	35,730	35,440	35,150	34,570
11～20世帯	27,450	27,230	26,800	26,580	26,360	25,930
21～30	18,300	18,150	17,860	17,720	17,570	17,280
31～40	16,470	16,340	16,080	15,950	15,810	15,550
41～50	14,640	14,520	14,290	14,170	14,060	13,830
51世帯以上	12,810	12,710	12,500	12,400	12,300	12,100

(17) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	65,850	63,870	63,380	62,910	61,890	61,440	60,900
20世帯	32,930	31,930	31,690	31,450	30,940	30,720	30,450
30世帯	21,950	21,290	21,120	20,970	20,630	20,480	20,300
31～40	16,460	15,960	15,840	15,720	15,470	15,360	15,220
41～50	13,170	12,770	12,670	12,580	12,370	12,280	12,180
51世帯以上	10,970	10,640	10,560	10,480	10,310	10,240	10,150

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯	59,480	58,920	58,010	57,430	57,030	55,940
20世帯	29,740	29,460	29,000	28,710	28,510	27,970
30世帯	19,820	19,640	19,330	19,140	19,010	18,640
31～40	14,870	14,730	14,500	14,350	14,250	13,980
41～50	11,890	11,780	11,600	11,480	11,400	11,180
51世帯以上	9,910	9,820	9,660	9,570	9,500	9,320

(18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	63,960	62,040	61,560	61,110	60,120	59,680	59,160
11～20世帯	31,980	31,020	30,780	30,550	30,060	29,840	29,580
21～30	21,320	20,680	20,520	20,370	20,040	19,890	19,720
31～40	15,990	15,510	15,390	15,270	15,030	14,920	14,790
41～50	14,390	13,960	13,850	13,750	13,520	13,430	13,310
51世帯以上	12,790	12,400	12,310	12,220	12,020	11,930	11,830

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯	57,780	57,240	56,360	55,800	55,410	54,360
11～20世帯	28,890	28,620	28,180	27,900	27,700	27,180
21～30	19,260	19,080	18,780	18,600	18,470	18,120
31～40	14,440	14,310	14,090	13,950	13,850	13,590
41～50	13,000	12,870	12,680	12,550	12,460	12,230
51世帯以上	11,550	11,440	11,270	11,160	11,080	10,870

(19) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	39,440	38,480	38,240	38,010	37,520	37,300	37,040
21～25人	31,550	30,780	30,590	30,410	30,010	29,840	29,630
26～30	26,290	25,650	25,490	25,340	25,010	24,870	24,690
31～35	22,530	21,990	21,850	21,720	21,440	21,310	21,160
36～40	19,720	19,240	19,120	19,010	18,760	18,650	18,520
41～45	17,530	17,100	16,990	16,890	16,670	16,580	16,460
46～50	15,770	15,390	15,290	15,200	15,000	14,920	14,810
51～55	14,340	13,990	13,900	13,820	13,640	13,560	13,470
56～60	13,140	12,820	12,740	12,670	12,500	12,430	12,340
61～65	12,130	11,840	11,760	11,690	11,540	11,470	11,390
66～70	11,270	10,990	10,920	10,860	10,720	10,650	10,580
71～75	10,510	10,260	10,190	10,130	10,000	9,940	9,870
76～80	9,860	9,620	9,560	9,500	9,380	9,320	9,260
81～85	9,280	9,050	8,990	8,940	8,820	8,770	8,710
86～90	8,760	8,550	8,490	8,440	8,330	8,290	8,230
91～95	8,300	8,100	8,050	8,000	7,890	7,850	7,790
96～100	7,880	7,690	7,640	7,600	7,500	7,460	7,400
101～105	7,510	7,330	7,280	7,240	7,140	7,100	7,050
106～110	7,170	6,990	6,950	6,910	6,820	6,780	6,730
111～115	6,860	6,690	6,650	6,610	6,520	6,480	6,440
116～120	6,570	6,410	6,370	6,330	6,250	6,210	6,170
121～125	6,310	6,150	6,110	6,080	6,000	5,960	5,920
126～130	6,060	5,920	5,880	5,840	5,770	5,740	5,690
131～135	5,840	5,700	5,660	5,630	5,550	5,520	5,480
136～140	5,630	5,490	5,460	5,430	5,360	5,330	5,290
141～145	5,440	5,300	5,270	5,240	5,170	5,140	5,100
146～150	5,260	5,130	5,090	5,070	5,000	4,970	4,930
151人以上	5,080	4,960	4,930	4,900	4,840	4,810	4,770

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	36,350	36,080	35,640	35,360	35,160	34,640
21～25人	29,080	28,860	28,510	28,280	28,130	27,710
26～30	24,230	24,050	23,760	23,570	23,440	23,090
31～35	20,770	20,610	20,360	20,200	20,090	19,790
36～40	18,170	18,040	17,820	17,680	17,580	17,320
41～45	16,150	16,030	15,840	15,710	15,630	15,390
46～50	14,540	14,430	14,250	14,140	14,060	13,850
51～55	13,220	13,120	12,960	12,850	12,780	12,590
56～60	12,110	12,020	11,880	11,780	11,720	11,540
61～65	11,180	11,100	10,960	10,880	10,820	10,650
66～70	10,380	10,300	10,180	10,100	10,040	9,890
71～75	9,690	9,620	9,500	9,420	9,370	9,230
76～80	9,080	9,020	8,910	8,840	8,790	8,660
81～85	8,550	8,490	8,380	8,320	8,270	8,150
86～90	8,070	8,010	7,920	7,850	7,810	7,690
91～95	7,650	7,590	7,500	7,440	7,400	7,290
96～100	7,270	7,210	7,120	7,070	7,030	6,920
101～105	6,920	6,870	6,780	6,730	6,690	6,590
106～110	6,610	6,560	6,480	6,420	6,390	6,290
111～115	6,320	6,270	6,190	6,150	6,110	6,020
116～120	6,060	6,010	5,940	5,890	5,860	5,770
121～125	5,810	5,770	5,700	5,650	5,620	5,540
126～130	5,590	5,550	5,480	5,440	5,410	5,320
131～135	5,380	5,340	5,280	5,230	5,210	5,130
136～140	5,190	5,150	5,090	5,050	5,020	4,940
141～145	5,010	4,970	4,910	4,870	4,850	4,770
146～150	4,840	4,810	4,750	4,710	4,690	4,610
151人以上	4,690	4,650	4,590	4,560	4,530	4,470

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	26,290	25,650	25,490	25,340	25,010	24,870	24,690
31～35人	22,530	21,990	21,850	21,720	21,440	21,310	21,160
36～40	19,720	19,240	19,120	19,010	18,760	18,650	18,520
41～45	17,530	17,100	16,990	16,890	16,670	16,580	16,460
46～50	15,770	15,390	15,290	15,200	15,000	14,920	14,810
51～55	14,340	13,990	13,900	13,820	13,640	13,560	13,470
56～60	13,140	12,820	12,740	12,670	12,500	12,430	12,340
61～65	12,130	11,840	11,760	11,690	11,540	11,470	11,390
66～70	11,270	10,990	10,920	10,860	10,720	10,650	10,580
71～75	10,510	10,260	10,190	10,130	10,000	9,940	9,870
76～80	9,860	9,620	9,560	9,500	9,380	9,320	9,260
81～85	9,280	9,050	8,990	8,940	8,820	8,770	8,710
86～90	8,760	8,550	8,490	8,440	8,330	8,290	8,230
91～95	8,300	8,100	8,050	8,000	7,890	7,850	7,790
96～100	7,880	7,690	7,640	7,600	7,500	7,460	7,400
101～105	7,510	7,330	7,280	7,240	7,140	7,100	7,050
106～110	7,170	6,990	6,950	6,910	6,820	6,780	6,730
111～115	6,860	6,690	6,650	6,610	6,520	6,480	6,440
116～120	6,570	6,410	6,370	6,330	6,250	6,210	6,170
121～125	6,310	6,150	6,110	6,080	6,000	5,960	5,920
126～130	6,060	5,920	5,880	5,840	5,770	5,740	5,690
131～135	5,840	5,700	5,660	5,630	5,550	5,520	5,480
136～140	5,630	5,490	5,460	5,430	5,360	5,330	5,290
141～145	5,440	5,300	5,270	5,240	5,170	5,140	5,100
146～150	5,260	5,130	5,090	5,070	5,000	4,970	4,930
151人以上	5,080	4,960	4,930	4,900	4,840	4,810	4,770

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	24,230	24,050	23,760	23,570	23,440	23,090
31～35人	20,770	20,610	20,360	20,200	20,090	19,790
36～40	18,170	18,040	17,820	17,680	17,580	17,320
41～45	16,150	16,030	15,840	15,710	15,630	15,390
46～50	14,540	14,430	14,250	14,140	14,060	13,850
51～55	13,220	13,120	12,960	12,850	12,780	12,590
56～60	12,110	12,020	11,880	11,780	11,720	11,540
61～65	11,180	11,100	10,960	10,880	10,820	10,650
66～70	10,380	10,300	10,180	10,100	10,040	9,890
71～75	9,690	9,620	9,500	9,420	9,370	9,230
76～80	9,080	9,020	8,910	8,840	8,790	8,660
81～85	8,550	8,490	8,380	8,320	8,270	8,150
86～90	8,070	8,010	7,920	7,850	7,810	7,690
91～95	7,650	7,590	7,500	7,440	7,400	7,290
96～100	7,270	7,210	7,120	7,070	7,030	6,920
101～105	6,920	6,870	6,780	6,730	6,690	6,590
106～110	6,610	6,560	6,480	6,420	6,390	6,290
111～115	6,320	6,270	6,190	6,150	6,110	6,020
116～120	6,060	6,010	5,940	5,890	5,860	5,770
121～125	5,810	5,770	5,700	5,650	5,620	5,540
126～130	5,590	5,550	5,480	5,440	5,410	5,320
131～135	5,380	5,340	5,280	5,230	5,210	5,130
136～140	5,190	5,150	5,090	5,050	5,020	4,940
141～145	5,010	4,970	4,910	4,870	4,850	4,770
146～150	4,840	4,810	4,750	4,710	4,690	4,610
151人以上	4,690	4,650	4,590	4,560	4,530	4,470

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	78,880	76,960	76,480	76,030	75,040	74,610	74,080
11～15人	52,590	51,310	50,990	50,690	50,030	49,740	49,390
16～20	39,440	38,480	38,240	38,010	37,520	37,300	37,040
21～25	31,550	30,780	30,590	30,410	30,010	29,840	29,630
26～30	26,290	25,650	25,490	25,340	25,010	24,870	24,690
31～35	22,530	21,990	21,850	21,720	21,440	21,310	21,160
36～40	19,720	19,240	19,120	19,010	18,760	18,650	18,520
41～45	17,530	17,100	16,990	16,890	16,670	16,580	16,460
46～50	15,770	15,390	15,290	15,200	15,000	14,920	14,810
51～55	14,340	13,990	13,900	13,820	13,640	13,560	13,470
56～60	13,140	12,820	12,740	12,670	12,500	12,430	12,340
61～65	12,130	11,840	11,760	11,690	11,540	11,470	11,390
66～70	11,270	10,990	10,920	10,860	10,720	10,650	10,580
71～75	10,510	10,260	10,190	10,130	10,000	9,940	9,870
76～80	9,860	9,620	9,560	9,500	9,380	9,320	9,260
81～85	9,280	9,050	8,990	8,940	8,820	8,770	8,710
86～90	8,760	8,550	8,490	8,440	8,330	8,290	8,230
91人以上	8,300	8,100	8,050	8,000	7,890	7,850	7,790

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	72,710	72,160	71,280	70,720	70,330	69,280
11～15人	48,470	48,100	47,520	47,140	46,890	46,180
16～20	36,350	36,080	35,640	35,360	35,160	34,640
21～25	29,080	28,860	28,510	28,280	28,130	27,710
26～30	24,230	24,050	23,760	23,570	23,440	23,090
31～35	20,770	20,610	20,360	20,200	20,090	19,790
36～40	18,170	18,040	17,820	17,680	17,580	17,320
41～45	16,150	16,030	15,840	15,710	15,630	15,390
46～50	14,540	14,430	14,250	14,140	14,060	13,850
51～55	13,220	13,120	12,960	12,850	12,780	12,590
56～60	12,110	12,020	11,880	11,780	11,720	11,540
61～65	11,180	11,100	10,960	10,880	10,820	10,650
66～70	10,380	10,300	10,180	10,100	10,040	9,890
71～75	9,690	9,620	9,500	9,420	9,370	9,230
76～80	9,080	9,020	8,910	8,840	8,790	8,660
81～85	8,550	8,490	8,380	8,320	8,270	8,150
86～90	8,070	8,010	7,920	7,850	7,810	7,690
91人以上	7,650	7,590	7,500	7,440	7,400	7,290

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	39,440	38,480	38,240	38,010	37,520	37,300	37,040
21～25人	31,550	30,780	30,590	30,410	30,010	29,840	29,630
26～30	26,290	25,650	25,490	25,340	25,010	24,870	24,690
31～35	22,530	21,990	21,850	21,720	21,440	21,310	21,160
36～40	19,720	19,240	19,120	19,010	18,760	18,650	18,520
41～45	17,530	17,100	16,990	16,890	16,670	16,580	16,460
46人以上	15,770	15,390	15,290	15,200	15,000	14,920	14,810

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	36,350	36,080	35,640	35,360	35,160	34,640
21～25人	29,080	28,860	28,510	28,280	28,130	27,710
26～30	24,230	24,050	23,760	23,570	23,440	23,090
31～35	20,770	20,610	20,360	20,200	20,090	19,790
36～40	18,170	18,040	17,820	17,680	17,580	17,320
41～45	16,150	16,030	15,840	15,710	15,630	15,390
46人以上	14,540	14,430	14,250	14,140	14,060	13,850

(20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35人	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35人	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	66,090	64,170	63,690	63,240	62,250	61,820	61,290
11～15人	44,060	42,780	42,460	42,160	41,500	41,210	40,860
16～20	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91人以上	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	59,920	59,370	58,490	57,930	57,540	56,490
11～15人	39,940	39,580	38,990	38,620	38,360	37,660
16～20	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91人以上	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46人以上	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46人以上	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290

(21) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,530
21～25人	11,620
26～30	9,690
31～35	8,300
36～40	7,260
41～45	6,460
46～50	5,810
51～55	5,280
56～60	4,840
61～65	4,470
66～70	4,150
71～75	3,870
76～80	3,630
81～85	3,420
86～90	3,230
91～95	3,060
96～100	2,900
101～105	2,760
106～110	2,640
111～115	2,520
116～120	2,420
121～125	2,320
126～130	2,230
131～135	2,150
136～140	2,070
141～145	2,000
146～150	1,930
151人以上	1,870

イ 児童自立支援施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,690
31～35人	8,300
36～40	7,260
41～45	6,460
46～50	5,810
51～55	5,280
56～60	4,840
61～65	4,470
66～70	4,150
71～75	3,870
76～80	3,630
81～85	3,420
86～90	3,230
91～95	3,060
96～100	2,900
101～105	2,760
106～110	2,640
111～115	2,520
116～120	2,420
121～125	2,320
126～130	2,230
131～135	2,150
136～140	2,070
141～145	2,000
146～150	1,930
151人以上	1,870

ウ 乳児院

(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	29,070
11～15人	19,380
16～20	14,530
21～25	11,620
26～30	9,690
31～35	8,300
36～40	7,260
41～45	6,460
46～50	5,810
51～55	5,280
56～60	4,840
61～65	4,470
66～70	4,150
71～75	3,870
76～80	3,630
81～85	3,420
86～90	3,230
91人以上	3,060

エ 母子生活支援施設

(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	29,070
11～20世帯	14,530
21～30	9,690
31～40	7,260
41～50	5,810
51世帯以上	4,840

オ 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	8,830
21～25人	7,070
26～30	5,890
31～35	5,050
36～40	4,410
41～45	3,920
46～50	3,530
51～55	3,210
56～60	2,940
61～65	2,720
66～70	2,520
71～75	2,350
76～80	2,210
81～85	2,080
86～90	1,960
91～95	1,860
96～100	1,760
101～105	1,680
106～110	1,600
111～115	1,530
116～120	1,470
121～125	1,410
126～130	1,360
131～135	1,300
136～140	1,260
141～145	1,210
146～150	1,170
151人以上	1,140

カ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	5,890
31～35人	5,050
36～40	4,410
41～45	3,920
46～50	3,530
51～55	3,210
56～60	2,940
61～65	2,720
66～70	2,520
71～75	2,350
76～80	2,210
81～85	2,080
86～90	1,960
91～95	1,860
96～100	1,760
101～105	1,680
106～110	1,600
111～115	1,530
116～120	1,470
121～125	1,410
126～130	1,360
131～135	1,300
136～140	1,260
141～145	1,210
146～150	1,170
151人以上	1,140

キ 乳児院

(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	17,670
11～15人	11,780
16～20	8,830
21～25	7,070
26～30	5,890
31～35	5,050
36～40	4,410
41～45	3,920
46～50	3,530
51～55	3,210
56～60	2,940
61～65	2,720
66～70	2,520
71～75	2,350
76～80	2,210
81～85	2,080
86～90	1,960
91人以上	1,860

ク 母子生活支援施設

(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	17,670
11～20世帯	8,830
21～30	5,890
31～40	4,410
41～50	3,530
51世帯以上	2,940

(22) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	630	610	600	600	590	580	580
21～25人	500	480	480	480	470	460	460
26～30	420	400	400	400	390	390	380
31～35	360	340	340	340	330	330	330
36～40	310	300	300	300	290	290	290
41～45	280	270	260	260	260	260	250
46～50	250	240	240	240	230	230	230
51～55	220	220	220	210	210	210	210
56～60	210	200	200	200	190	190	190
61～65	190	180	180	180	180	180	170
66～70	180	170	170	170	160	160	160
71～75	160	160	160	160	150	150	150
76～80	150	150	150	150	140	140	140
81～85	140	140	140	140	130	130	130
86～90	140	130	130	130	130	130	120
91～95	130	120	120	120	120	120	120
96～100	120	120	120	120	110	110	110
101～105	120	110	110	110	110	110	110
106～110	110	110	110	100	100	100	100
111～115	110	100	100	100	100	100	100
116～120	100	100	100	100	90	90	90
121～125	100	90	90	90	90	90	90
126～130	90	90	90	90	90	90	80
131～135	90	90	90	80	80	80	80
136～140	90	80	80	80	80	80	80
141～145	80	80	80	80	80	80	80
146～150	80	80	80	80	70	70	70
151人以上	80	70	70	70	70	70	70

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	560	550	550	540	530	520
21～25人	450	440	440	430	430	420
26～30	370	370	360	360	360	350
31～35	320	310	310	310	300	300
36～40	280	270	270	270	270	260
41～45	250	240	240	240	240	230
46～50	220	220	220	210	210	210
51～55	200	200	200	190	190	190
56～60	180	180	180	180	180	170
61～65	170	170	160	160	160	160
66～70	160	160	150	150	150	150
71～75	150	140	140	140	140	140
76～80	140	140	130	130	130	130
81～85	130	130	120	120	120	120
86～90	120	120	120	120	120	110
91～95	110	110	110	110	110	110
96～100	110	110	110	100	100	100
101～105	100	100	100	100	100	100
106～110	100	100	100	90	90	90
111～115	90	90	90	90	90	90
116～120	90	90	90	90	90	80
121～125	90	80	80	80	80	80
126～130	80	80	80	80	80	80
131～135	80	80	80	80	80	70
136～140	80	80	70	70	70	70
141～145	70	70	70	70	70	70
146～150	70	70	70	70	70	70
151人以上	70	70	70	70	70	60

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	420	400	400	400	390	390	380
31～35人	360	340	340	340	330	330	330
36～40	310	300	300	300	290	290	290
41～45	280	270	260	260	260	260	250
46～50	250	240	240	240	230	230	230
51～55	220	220	220	210	210	210	210
56～60	210	200	200	200	190	190	190
61～65	190	180	180	180	180	180	170
66～70	180	170	170	170	160	160	160
71～75	160	160	160	160	150	150	150
76～80	150	150	150	150	140	140	140
81～85	140	140	140	140	130	130	130
86～90	140	130	130	130	130	130	120
91～95	130	120	120	120	120	120	120
96～100	120	120	120	120	110	110	110
101～105	120	110	110	110	110	110	110
106～110	110	110	110	100	100	100	100
111～115	110	100	100	100	100	100	100
116～120	100	100	100	100	90	90	90
121～125	100	90	90	90	90	90	90
126～130	90	90	90	90	90	90	80
131～135	90	90	90	80	80	80	80
136～140	90	80	80	80	80	80	80
141～145	80	80	80	80	80	80	80
146～150	80	80	80	80	70	70	70
151人以上	80	70	70	70	70	70	70

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	370	370	360	360	360	350
31～35人	320	310	310	310	300	300
36～40	280	270	270	270	270	260
41～45	250	240	240	240	240	230
46～50	220	220	220	210	210	210
51～55	200	200	200	190	190	190
56～60	180	180	180	180	180	170
61～65	170	170	160	160	160	160
66～70	160	160	150	150	150	150
71～75	150	140	140	140	140	140
76～80	140	140	130	130	130	130
81～85	130	130	120	120	120	120
86～90	120	120	120	120	120	110
91～95	110	110	110	110	110	110
96～100	110	110	110	100	100	100
101～105	100	100	100	100	100	100
106～110	100	100	100	90	90	90
111～115	90	90	90	90	90	90
116～120	90	90	90	90	90	80
121～125	90	80	80	80	80	80
126～130	80	80	80	80	80	80
131～135	80	80	80	80	80	70
136～140	80	80	70	70	70	70
141～145	70	70	70	70	70	70
146～150	70	70	70	70	70	70
151人以上	70	70	70	70	70	60

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,260	1,220	1,210	1,200	1,180	1,170	1,150
11～15人	840	810	800	800	780	780	770
16～20	630	610	600	600	590	580	580
21～25	500	480	480	480	470	460	460
26～30	420	400	400	400	390	390	380
31～35	360	340	340	340	330	330	330
36～40	310	300	300	300	290	290	290
41～45	280	270	260	260	260	260	250
46～50	250	240	240	240	230	230	230
51～55	220	220	220	210	210	210	210
56～60	210	200	200	200	190	190	190
61～65	190	180	180	180	180	180	170
66～70	180	170	170	170	160	160	160
71～75	160	160	160	160	150	150	150
76～80	150	150	150	150	140	140	140
81～85	140	140	140	140	130	130	130
86～90	140	130	130	130	130	130	120
91人以上	130	120	120	120	120	120	120

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,130	1,110	1,090	1,080	1,070	1,050
11～15人	750	740	730	720	710	700
16～20	560	550	550	540	530	520
21～25	450	440	440	430	430	420
26～30	370	370	360	360	360	350
31～35	320	310	310	310	300	300
36～40	280	270	270	270	270	260
41～45	250	240	240	240	240	230
46～50	220	220	220	210	210	210
51～55	200	200	200	190	190	190
56～60	180	180	180	180	180	170
61～65	170	170	160	160	160	160
66～70	160	160	150	150	150	150
71～75	150	140	140	140	140	140
76～80	140	140	130	130	130	130
81～85	130	130	120	120	120	120
86～90	120	120	120	120	120	110
91人以上	110	110	110	110	110	110

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	630	610	600	600	590	580	580
21～25人	500	480	480	480	470	460	460
26～30	420	400	400	400	390	390	380
31～35	360	340	340	340	330	330	330
36～40	310	300	300	300	290	290	290
41～45	280	270	260	260	260	260	250
46人以上	250	240	240	240	230	230	230

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	560	550	550	540	530	520
21～25人	450	440	440	430	430	420
26～30	370	370	360	360	360	350
31～35	320	310	310	310	300	300
36～40	280	270	270	270	270	260
41～45	250	240	240	240	240	230
46人以上	220	220	220	210	210	210

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	840	810	800	800	780	780	770
11～20世帯	630	610	600	600	590	580	580
21～30	420	400	400	400	390	390	380
31～40	310	300	300	300	290	290	290
41～50	250	240	240	240	230	230	230
51世帯以上	210	200	200	200	190	190	190

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	750	740	730	720	710	700
11～20世帯	560	550	550	540	530	520
21～30	370	370	360	360	360	350
31～40	280	270	270	270	270	260
41～50	220	220	220	210	210	210
51世帯以上	180	180	180	180	180	170

(23) ボイラー技士雇上費加算
分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,190
21～25人	8,150
26～30	6,790
31～35	5,820
36～40	5,090
41～45	4,530
46～50	4,070
51～55	3,700
56～60	3,390
61～65	3,130
66～70	2,910
71～75	2,710
76～80	2,540
81～85	2,390
86～90	2,260
91～95	2,140
96～100	2,030
101～105	1,940
106～110	1,850
111～115	1,770
116～120	1,690
121～125	1,630
126～130	1,560
131～135	1,510
136～140	1,450
141～145	1,400
146～150	1,360
151人以上	1,310

(24) 児童養護施設の特別指導費
加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	8,460
21～25人	6,770
26～30	5,640
31～35	4,830
36～40	4,230
41～45	3,760
46～50	3,380
51～55	3,070
56～60	2,820
61～65	2,600
66～70	2,410
71～75	2,250
76～80	2,110
81～85	1,990
86～90	1,880
91～95	1,780
96～100	1,690
101～105	1,610
106～110	1,530
111～115	1,470
116～120	1,410
121～125	1,350
126～130	1,300
131～135	1,250
136～140	1,200
141～145	1,160
146～150	1,120
151人以上	1,090

(25) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
1人当たり	8,460

(26) 母子生活支援施設(定員40世帯
以上)の母子支援員、少年指導
員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,260
41 ～ 50	5,810
51世帯以上	4,840

(27) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	17,730
11～20世帯	8,870
21～30	5,910
31～40	4,430
41～50	3,540
51世帯以上	2,950

(28) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,920
11～20世帯	8,460
21～30	5,640
31～40	4,230
41～50	3,380
51世帯以上	2,820

(29) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	40,370	39,210	38,920	38,630	38,050	37,760	37,470
11～20世帯	30,280	29,410	29,190	28,970	28,540	28,320	28,100
21～30	20,180	19,600	19,460	19,310	19,020	18,880	18,730
31～40	18,170	17,640	17,510	17,380	17,120	16,990	16,860
41～50	16,150	15,680	15,570	15,450	15,220	15,100	14,990
51世帯以上	14,130	13,720	13,620	13,520	13,310	13,210	13,110

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,600	36,310	35,730	35,440	35,150	34,570
11～20世帯	27,450	27,230	26,800	26,580	26,360	25,930
21～30	18,300	18,150	17,860	17,720	17,570	17,280
31～40	16,470	16,340	16,080	15,950	15,810	15,550
41～50	14,640	14,520	14,290	14,170	14,060	13,830
51世帯以上	12,810	12,710	12,500	12,400	12,300	12,100

(30) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,200
21～25人	8,160
26～30人	6,800
31～35人	5,830

(31) 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価

区分	定員	年額
個別対応職員加算分	11～20人	円 6,647,820
	21人以上	13,295,640

区分	年額
栄養士加算分	円 5,547,690

区分	定員	年額
		円

事務職員加算分	20人まで	1,537,248
	21人以上	5,720,370

(32) 一時保護施設の新基準対応加算分保護単価

看護師加算単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1施設当たり	円 611,680	円 592,120	円 587,230	円 582,340	円 572,560	円 567,670	円 562,790

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1施設当たり	円 548,120	円 543,230	円 533,450	円 528,560	円 523,670	円 513,900

学習指導員加算

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1施設当たり	円 602,830	円 583,560	円 578,750	円 573,930	円 564,300	円 559,480	円 554,660

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1施設当たり	円 540,210	円 535,390	円 525,760	円 520,940	円 516,130	円 506,490

心理職配置改善（定員10人につき1人）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	637,450	619,050	614,450	609,840	600,640	596,040	591,440
11～20人	1,274,900	1,238,100	1,228,900	1,219,700	1,201,290	1,192,090	1,182,890
21～30	2,549,810	2,476,200	2,457,800	2,439,390	2,402,590	2,384,180	2,365,780
31～40	2,549,810	2,476,200	2,457,800	2,439,390	2,402,590	2,384,180	2,365,780
41～50	3,187,270	3,095,250	3,072,250	3,049,240	3,003,240	2,980,230	2,957,230
51～60	3,824,720	3,714,300	3,686,700	3,659,090	3,603,880	3,576,280	3,548,670
61～70	4,462,180	4,333,350	4,301,150	4,268,940	4,204,530	4,172,330	4,140,120

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	577,640	573,040	563,840	559,240	554,640	545,430
11～20人	1,155,280	1,146,080	1,127,680	1,118,480	1,109,280	1,090,870
21～30	2,310,570	2,292,170	2,255,360	2,236,960	2,218,550	2,181,750
31～40	2,310,570	2,292,170	2,255,360	2,236,960	2,218,550	2,181,750
41～50	2,888,210	2,865,210	2,819,200	2,796,200	2,773,190	2,727,190
51～60	3,465,860	3,438,250	3,383,040	3,355,440	3,327,830	3,272,620
61～70	4,043,500	4,011,300	3,946,890	3,914,680	3,882,470	3,818,060

夜間職員（常勤職員を1名以上配置する施設）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	555,650	537,920	533,490	529,060	520,190	515,760	511,330

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	498,030	493,590	484,730	480,300	475,860	467,000

夜間職員（上記以外の施設）

月額
円 267,900

※1施設当たりの月額

(33) 一時保護施設のユニットケア加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 グループ当たり	円 740,140	円 722,180	円 717,690	円 713,200	円 704,220	円 699,730	円 695,240

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1 グループ当たり	円 681,770	円 677,280	円 668,300	円 663,810	円 659,320	円 650,340

(34) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,620

(35) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）

定員	月額
1 施設当たり	円 175,560

(36) 社会的養護処遇改善加算分保護単価

処遇改善加算（Ⅰ）

職員	月額
	円
1人当たり	6,090

処遇改善加算（Ⅱ）

職員	月額
	円
1人当たり	6,090

処遇改善加算（Ⅲ）

職員	月額
	円
1人当たり	18,270

処遇改善加算（Ⅳ）

職員	月額
	円
1人当たり	42,630

処遇改善加算（Ⅴ）

職員	月額
	円
1人当たり	6,090

(37) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価

職員	月額
	円
1人当たり	10,960

(38) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算（Ⅰ）分保護単価

職員	月額
	円
1人当たり	24,360

(39) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算（Ⅱ）分保護単価

職員	月額
	円
1人当たり	60,900

(40) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	660,980	641,760	636,960	632,480	622,550	618,230	612,940

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	599,230	593,720	584,980	579,310	575,480	564,900

(41) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

(42) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	78,880	76,960	76,480	76,030	75,040	74,610	74,080
21～25人	63,110	61,570	61,180	60,830	60,030	59,690	59,260
26～30	52,590	51,310	50,990	50,690	50,030	49,740	49,390
31～35	45,080	43,980	43,700	43,450	42,880	42,630	42,330
36～40	39,440	38,480	38,240	38,010	37,520	37,300	37,040
41～45	35,060	34,200	33,990	33,790	33,350	33,160	32,920
46～50	31,550	30,780	30,590	30,410	30,010	29,840	29,630
51～55	28,680	27,980	27,810	27,650	27,280	27,130	26,940
56～60	26,290	25,650	25,490	25,340	25,010	24,870	24,690
61～65	24,270	23,680	23,530	23,390	23,090	22,950	22,790
66～70	22,530	21,990	21,850	21,720	21,440	21,310	21,160
71～75	21,030	20,520	20,390	20,270	20,010	19,890	19,750
76～80	19,720	19,240	19,120	19,010	18,760	18,650	18,520
81～85	18,560	18,100	17,990	17,890	17,650	17,550	17,430
86～90	17,530	17,100	16,990	16,890	16,670	16,580	16,460
91～95	16,600	16,200	16,100	16,000	15,790	15,700	15,590
96～100	15,770	15,390	15,290	15,200	15,000	14,920	14,810
101～105	15,020	14,660	14,560	14,480	14,290	14,210	14,110
106～110	14,340	13,990	13,900	13,820	13,640	13,560	13,470
111～115	13,710	13,380	13,300	13,220	13,050	12,970	12,880
116～120	13,140	12,820	12,740	12,670	12,500	12,430	12,340
121～125	12,620	12,310	12,230	12,160	12,000	11,930	11,850
126～130	12,130	11,840	11,760	11,690	11,540	11,470	11,390
131～135	11,680	11,400	11,330	11,260	11,110	11,050	10,970
136～140	11,270	10,990	10,920	10,860	10,720	10,650	10,580
141～145	10,880	10,610	10,550	10,480	10,350	10,290	10,210
146～150	10,510	10,260	10,190	10,130	10,000	9,940	9,870
151人以上	10,170	9,930	9,860	9,810	9,680	9,620	9,550

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	72,710	72,160	71,280	70,720	70,330	69,280
21～25人	58,170	57,730	57,030	56,570	56,270	55,420
26～30	48,470	48,100	47,520	47,140	46,890	46,180
31～35	41,550	41,230	40,730	40,410	40,190	39,580
36～40	36,350	36,080	35,640	35,360	35,160	34,640
41～45	32,310	32,070	31,680	31,430	31,260	30,790
46～50	29,080	28,860	28,510	28,280	28,130	27,710
51～55	26,440	26,240	25,920	25,710	25,570	25,190
56～60	24,230	24,050	23,760	23,570	23,440	23,090
61～65	22,370	22,200	21,930	21,760	21,640	21,310
66～70	20,770	20,610	20,360	20,200	20,090	19,790
71～75	19,390	19,240	19,010	18,850	18,750	18,470
76～80	18,170	18,040	17,820	17,680	17,580	17,320
81～85	17,100	16,970	16,770	16,640	16,550	16,300
86～90	16,150	16,030	15,840	15,710	15,630	15,390
91～95	15,300	15,190	15,000	14,880	14,800	14,580
96～100	14,540	14,430	14,250	14,140	14,060	13,850
101～105	13,850	13,740	13,570	13,470	13,390	13,190
106～110	13,220	13,120	12,960	12,850	12,780	12,590
111～115	12,640	12,550	12,390	12,290	12,230	12,040
116～120	12,110	12,020	11,880	11,780	11,720	11,540
121～125	11,630	11,540	11,400	11,310	11,250	11,080
126～130	11,180	11,100	10,960	10,880	10,820	10,650
131～135	10,770	10,690	10,560	10,470	10,420	10,260
136～140	10,380	10,300	10,180	10,100	10,040	9,890
141～145	10,020	9,950	9,830	9,750	9,700	9,550
146～150	9,690	9,620	9,500	9,420	9,370	9,230
151人以上	9,380	9,310	9,190	9,120	9,070	8,930

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	140,440	136,740	135,820	134,930	134,940	132,170	131,200
11～15人	93,620	91,160	90,540	89,950	89,960	88,110	87,470
16～20	70,220	68,370	67,910	67,460	67,470	66,080	65,600
21～25	56,170	54,690	54,320	53,970	53,970	52,870	52,480
26～30	46,810	45,580	45,270	44,970	44,980	44,050	43,730
31～35	40,120	39,070	38,800	38,550	38,550	37,760	37,480
36～40	35,110	34,180	33,950	33,730	33,730	33,040	32,800
41～45	31,200	30,380	30,180	29,980	29,980	29,370	29,150
46～50	28,080	27,340	27,160	26,980	26,980	26,430	26,240
51～55	25,530	24,860	24,690	24,530	24,530	24,030	23,850
56～60	23,400	22,790	22,630	22,480	22,490	22,030	21,860
61～65	21,600	21,030	20,890	20,750	20,760	20,330	20,180
66～70	20,060	19,530	19,400	19,270	19,270	18,880	18,740
71～75	18,720	18,230	18,100	17,990	17,990	17,620	17,490
76～80	17,550	17,090	16,970	16,860	16,860	16,520	16,400
81～85	16,520	16,080	15,970	15,870	15,870	15,550	15,430
86～90	15,600	15,190	15,090	14,990	14,990	14,680	14,570
91人以上	14,780	14,390	14,290	14,200	14,200	13,910	13,810

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	128,500	127,500	125,740	124,730	123,910	121,960
11～15人	85,660	85,000	83,830	83,150	82,600	81,310
16～20	64,250	63,750	62,870	62,360	61,950	60,980
21～25	51,400	51,000	50,290	49,890	49,560	48,780
26～30	42,830	42,500	41,910	41,570	41,300	40,650
31～35	36,710	36,430	35,920	35,630	35,400	34,840
36～40	32,120	31,870	31,430	31,180	30,970	30,490
41～45	28,550	28,330	27,940	27,710	27,530	27,100
46～50	25,700	25,500	25,150	24,940	24,780	24,390
51～55	23,360	23,180	22,860	22,680	22,530	22,170
56～60	21,410	21,250	20,950	20,790	20,650	20,320
61～65	19,770	19,610	19,340	19,190	19,060	18,760
66～70	18,350	18,210	17,960	17,820	17,700	17,420
71～75	17,130	17,000	16,760	16,630	16,520	16,260
76～80	16,060	15,930	15,710	15,590	15,480	15,240
81～85	15,110	15,000	14,790	14,670	14,570	14,340
86～90	14,270	14,160	13,970	13,860	13,760	13,550
91人以上	13,520	13,420	13,230	13,130	13,040	12,830

(43) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	660,980	641,760	636,960	632,480	622,550	618,230	612,940

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	599,230	593,720	584,980	579,310	575,480	564,900

ウ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35人	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51～55	12,010	11,660	11,580	11,500	11,310	11,240	11,140
56～60	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210
61～65	10,160	9,870	9,790	9,730	9,570	9,510	9,430
66～70	9,440	9,160	9,100	9,030	8,890	8,830	8,750
71～75	8,810	8,550	8,490	8,430	8,300	8,240	8,170
76～80	8,260	8,020	7,960	7,900	7,780	7,720	7,660
81～85	7,770	7,550	7,490	7,440	7,320	7,270	7,210
86～90	7,340	7,130	7,070	7,020	6,910	6,860	6,810
91～95	6,950	6,750	6,700	6,650	6,550	6,500	6,450
96～100	6,610	6,410	6,370	6,320	6,220	6,180	6,120
101～105	6,290	6,110	6,060	6,020	5,920	5,880	5,830
106～110	6,000	5,830	5,790	5,750	5,660	5,620	5,570
111～115	5,740	5,580	5,530	5,500	5,410	5,370	5,330
116～120	5,500	5,340	5,300	5,270	5,180	5,150	5,100
121～125	5,280	5,130	5,090	5,060	4,980	4,940	4,900
126～130	5,080	4,930	4,900	4,860	4,780	4,750	4,710
131～135	4,890	4,750	4,710	4,680	4,610	4,580	4,540
136～140	4,720	4,580	4,550	4,510	4,440	4,410	4,370
141～145	4,550	4,420	4,390	4,360	4,290	4,260	4,220
146～150	4,400	4,270	4,240	4,210	4,150	4,120	4,080
151人以上	4,260	4,140	4,100	4,080	4,010	3,980	3,950

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35人	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51～55	10,890	10,790	10,630	10,530	10,460	10,270
56～60	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410
61～65	9,210	9,130	9,000	8,910	8,850	8,690
66～70	8,560	8,480	8,350	8,270	8,220	8,070
71～75	7,990	7,910	7,800	7,720	7,670	7,530
76～80	7,490	7,420	7,310	7,240	7,190	7,060
81～85	7,050	6,980	6,880	6,810	6,770	6,640
86～90	6,650	6,590	6,500	6,430	6,390	6,270
91～95	6,300	6,250	6,150	6,090	6,050	5,940
96～100	5,990	5,930	5,850	5,790	5,750	5,640
101～105	5,700	5,650	5,570	5,510	5,480	5,380
106～110	5,440	5,390	5,310	5,260	5,230	5,130
111～115	5,210	5,160	5,080	5,030	5,000	4,910
116～120	4,990	4,940	4,870	4,820	4,790	4,700
121～125	4,790	4,750	4,680	4,630	4,600	4,510
126～130	4,600	4,560	4,500	4,450	4,420	4,340
131～135	4,430	4,390	4,330	4,290	4,260	4,180
136～140	4,280	4,240	4,170	4,130	4,110	4,030
141～145	4,130	4,090	4,030	3,990	3,960	3,890
146～150	3,990	3,950	3,900	3,860	3,830	3,760
151人以上	3,860	3,830	3,770	3,730	3,710	3,640

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	44,060	42,780	42,460	42,160	41,500	41,210	40,860
11～20世帯	33,040	32,080	31,840	31,620	31,120	30,910	30,640
21～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～50	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250
51世帯以上	11,010	10,690	10,610	10,540	10,370	10,300	10,210

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	39,940	39,580	38,990	38,620	38,360	37,660
11～20世帯	29,960	29,680	29,240	28,960	28,770	28,240

21～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～50	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290
51世帯以上	9,980	9,890	9,750	9,650	9,590	9,410

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1世帯につき	円 132,190	円 128,350	円 127,390	円 126,490	円 124,510	円 123,640	円 122,580

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1世帯につき	円 119,840	円 118,740	円 116,990	円 115,860	円 115,090	円 112,980

カ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
20人まで	円 33,040	円 32,080	円 31,840	円 31,620	円 31,120	円 30,910	円 30,640
21～25人	26,430	25,670	25,470	25,290	24,900	24,720	24,510
26～30	22,030	21,390	21,230	21,080	20,750	20,600	20,430
31～35	18,880	18,330	18,190	18,070	17,780	17,660	17,510
36～40	16,520	16,040	15,920	15,810	15,560	15,450	15,320
41～45	14,680	14,260	14,150	14,050	13,830	13,730	13,620
46人以上	13,220	12,830	12,730	12,650	12,450	12,360	12,250

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
20人まで	円 29,960	円 29,680	円 29,240	円 28,960	円 28,770	円 28,240
21～25人	23,960	23,740	23,390	23,170	23,010	22,590
26～30	19,970	19,790	19,490	19,310	19,180	18,830
31～35	17,120	16,960	16,710	16,550	16,440	16,140
36～40	14,980	14,840	14,620	14,480	14,380	14,120
41～45	13,310	13,190	13,000	12,870	12,780	12,550
46人以上	11,980	11,870	11,700	11,580	11,510	11,290

キ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	110,160	106,960	106,160	105,410	103,750	103,030	102,150
7～9人	73,440	71,300	70,770	70,270	69,170	68,690	68,100
10～12	55,080	53,480	53,080	52,700	51,870	51,520	51,070
13～15	44,060	42,780	42,460	42,160	41,500	41,210	40,860
16～18	36,720	35,650	35,380	35,130	34,580	34,340	34,050
19人以上	34,780	33,770	33,520	33,280	32,760	32,530	32,260

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円
6人まで	99,870	98,950	97,490	96,550	95,910	94,150
7～9人	66,580	65,970	64,990	64,360	63,940	62,760
10～12	49,930	49,470	48,740	48,270	47,950	47,070
13～15	39,940	39,580	38,990	38,620	38,360	37,660
16～18	33,290	32,980	32,490	32,180	31,970	31,380
19人以上	31,530	31,240	30,780	30,490	30,280	29,730

(44) 自立支援担当職員加算 (Ⅱ) 分保護単価

ア 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	13,650
21～25人	10,920
26～30	9,100
31～35	7,800
36～40	6,820
41～45	6,070
46～50	5,460
51～55	4,960
56～60	4,550
61～65	4,200
66～70	3,900
71～75	3,640
76～80	3,410
81～85	3,210
86～90	3,030
91～95	2,870
96～100	2,730
101～105	2,600
106～110	2,480
111～115	2,370
116～120	2,270
121～125	2,180
126～130	2,100
131～135	2,020
136～140	1,950
141～145	1,880
146～150	1,820
151人以上	1,760

イ 地域小規模児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
1施設当たり	273,160

ウ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,100
31～35人	7,800
36～40	6,820
41～45	6,070
46～50	5,460
51～55	4,960
56～60	4,550
61～65	4,200
66～70	3,900
71～75	3,640
76～80	3,410
81～85	3,210
86～90	3,030
91～95	2,870
96～100	2,730
101～105	2,600
106～110	2,480
111～115	2,370
116～120	2,270
121～125	2,180
126～130	2,100
131～135	2,020
136～140	1,950
141～145	1,880
146～150	1,820
151人以上	1,760

エ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,210
11～20世帯	13,650
21～30	9,100
31～40	6,820
41～50	5,460
51世帯以上	4,550

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
1世帯につき	54,630

カ 児童心理治療施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,100
31～35	7,800
36～40	6,820
41～45	6,070
46人以上	5,460

キ 児童自立生活援助事業所
(児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。)
(非常勤職員)

定員	月額
	円
6人まで	45,520
7～9人	30,350
10～12	22,760
13～15	18,210
16～18	15,170
19人以上	14,370

別表 3

事務費の事務単価

1 一般分事務単価

(1) 里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 施設当たり	円 3,528,890	円 3,446,290	円 3,425,640	円 3,404,990	円 3,363,680	円 3,343,030	円 3,322,380

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1 施設当たり	円 3,260,430	円 3,239,780	円 3,198,480	円 3,177,830	円 3,157,170	円 3,115,870

(2) 在宅指導措置委託

1 件当たり月額
円 119,000

2 加算分事務単価

(1) 里親等支援員加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
配置支援員 1 人につき	円 599,060	円 579,830	円 575,020	円 570,210	円 560,590	円 555,790	円 550,980

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
配置支援員 1 人につき	円 536,550	円 531,750	円 522,130	円 517,320	円 512,520	円 502,900

(2) 心理療法担当職員加算分事務単価（常勤単価）

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 施設当たり	円 615,260	円 596,640	円 591,990	円 587,330	円 578,030	円 573,370	円 568,720

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
	円	円	円	円	円	円

1 施設当たり	554,760	550,100	540,800	536,140	531,490	522,180
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(3) 心理療法担当職員加算分事務単価（常勤的非常勤・非常勤単価）

里親支援センター

（常勤的非常勤職員）

地域区分	月額
1 施設当たり	円 290,710

（非常勤職員）

地域区分	月額
1 施設当たり	円 176,770

(4) 親子関係再構築支援加算（Ⅰ）分事務単価

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 施設当たり	円 615,260	円 596,640	円 591,990	円 587,330	円 578,030	円 573,370	円 568,720

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1 施設当たり	円 554,760	円 550,100	円 540,800	円 536,140	円 531,490	円 522,180

(5) 親子関係再構築支援加算（Ⅱ）分事務単価

里親支援センター

月額
円 309,330

(6) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）分事務単価

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 施設当たり	円 615,260	円 596,640	円 591,990	円 587,330	円 578,030	円 573,370	円 568,720

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1 施設当たり	円 554,760	円 550,100	円 540,800	円 536,140	円 531,490	円 522,180

(7) 自立支援担当職員加算 (Ⅱ) 分事務単価

里親支援センター

月額
円 309,330

(8) 市町村連携事業加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 施設当たり	円 634,180	円 614,950	円 610,150	円 605,340	円 595,720	円 590,910	円 586,110

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1 施設当たり	円 571,680	円 566,880	円 557,260	円 552,450	円 547,640	円 538,030

(9) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (Ⅰ) 分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 施設当たり	円 615,260	円 596,640	円 591,990	円 587,330	円 578,030	円 573,370	円 568,720

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1 施設当たり	円 554,760	円 550,100	円 540,800	円 536,140	円 531,490	円 522,180

(10) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (Ⅱ) 分事務単価

月額
円 309,330

(11) 休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100
1 施設当たり	円 851,350	円 832,120	円 827,310	円 822,500	円 812,890	円 808,080	円 803,270

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	2/100	その他
1 施設当たり	円 788,850	円 784,040	円 774,430	円 769,620	円 764,810	円 755,190

別表 4

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1 人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1 人。
家庭支援専門相談員	1 人。
栄養士	1 人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1 人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1 人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。 (非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1 人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1 人。
家庭支援専門相談員	1 人。
栄養士	1 人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1 人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2 人。

通所部設置の場合

職種別	職 員 の 定 数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1 人。
嘱託医	1 人。
看護師 保育士 児童指導員	2 歳未満児(定員から 2 歳児及び 3 歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて 1.6 人につき 1 人。 2 歳児の現員通じて 2 人につき 1 人。 3 歳以上児の現員通じて 4 人につき 1 人。 ただし、看護師は定員 10 人の場合は 2 人以上、10 人を超える場合は 10 人増すごとに 1 人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員 20 人以下の施設については、この定数のほか保育士 1 人を加算する。
個別対応職員	1 人。
家庭支援専門相談員	1 人。
栄養士	1 人。
事務員	1 人。
調理員等	定員 30 人未満の場合は 4 人。定員 30 人以上 10 人ごとに 1 人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加 算 職 員 数 等
里親支援専門相談員加算	2 人まで。
心理療法担当職員加算	2 人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士 1 人。 管理宿直等職員 1 人。（非常勤）
家庭支援専門相談員加算	2 人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師 2 人。 管理宿直等職員 1 人。（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員 1 人。ただし、定員 35 人以下の場合に限る。（非常勤）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士 1 人。（非常勤）

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1 人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて 7 人。ただし、看護師はその内 1 人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1 人。
嘱託医	1 人。
調理員等	1 人。

(参考：加算職員一覧（乳幼児10人未満を入所させる乳児院））

加算種別	加 算 職 員 数 等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。（非常勤）
家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。（非常勤）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。（非常勤）

(5) 母子生活支援施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。（非常勤）
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。（非常勤、委託でも可）
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。（非常勤）
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。（非常勤）

(6) 児童心理治療施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1 人。
医師	1 人。
心理療法担当職員	定員10人につき 1 人。
看護師	1 人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき 1 人。
個別対応職員	1 人。
家庭支援専門相談員	1 人。
栄養士	1 人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1 人。
調理員等	4 人。

通所部設置の場合

職種別	職 員 の 定 数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に 1 人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に 1 人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
心理療法担当職員	定員 9 人につき 1 人、8 人につき 1 人、7 人につき 1 人配置した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士 1 人。 管理宿直等職員 1 人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2 人まで。
自立支援担当職員加算	1 人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士 1 人。(非常勤)

(7) 里親支援センター

職種別	職 員 の 定 数
センター長	1 人。
里親制度等普及促進担当者 (里親リクルーター)	1 人。
里親等支援員	1 人。
里親研修等担当者 (里親トレーナー)	1 人。

(参考：加算職員一覧(里親支援センター))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
親子関係再構築支援加算	家庭支援専門相談員1人。
自立支援担当職員加算	1人。
里親等支援員加算	里親支援センター管内の登録里親世帯数が60世帯を超えて、20世帯につき1人を上限とする。
市町村連携事業加算	1人。
レスパイト・ケア体制構築事業加算	1人。
休日・夜間支援体制強化事業加算	里親等支援員1人。管理宿直等職員1人。
障害児里親等支援体制強化事業加算	1人。(非常勤)

(8) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅰ型)

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(児童自立生活援助事業所Ⅰ型))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。
個別対応職員	1人。

(9) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅱ型)

職種別	職員の定数
指導員	定員2人に対して1人。

(10) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
個別対応職員	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(11) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士 3 人まで。
自立支援担当職員加算	1 人。

(12) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

職種別	職 員 の 定 数
母子支援員	1 人。

(参考：加算職員一覧(小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
自立支援担当職員加算	1 人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1 人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。

保護単価（入所児童等１人当たり）表

(令和8年4月1日)

経費の 種 目		一般生活費以外の事業費																
		被 虐 待 児	幼 稚 園 ・	教 育 費	学 校 給 食 費	見 学 旅 行 費	入 進 学	特 別 育 成 費	夏 季 等 特 別	期 末 一 時	職 業 補 導 費	就 職 支 度 費 ・ 大 学 進 学 等 自 立 生 活 支 度 費	葬 祭 費	冷 暖 房 費	予 防 接 種 費	防 災 対 策 費	視 力 矯 正 費	
		受 入 加 算 費	保 育 所 費				支 度 金		行 事 費	扶 助 費		1 件 当 り	1 件 当 り	1 件 当 り	月 額	年 額	年 額	月 額
種 別	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	年 額	年 額	上 限 月 額	1 件 当 り	年 額	月 額	1 件 当 り	1 件 当 り	月 額	年 額	年 額	月 額	
児童養護施設	(一般分) 58,690円	28,300円	幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費 ただし、施設等利用給付費支給額を控除した額	(一般分) 小学校 7,210円	その学校において徴収される実費	小学校 第6学年 22,690円	小学校 第1学年 入学児童 91,600円	高等学校 在学児童 (公立) 28,330円	3,150円	6,350円	通所のための交通費実費教科書代等 5,030円	82,760円 さらに別に定める基準に該当する場合には、住居費及び生活諸費の経費を加算 413,340円	187,540円 ただし、火葬料、自動車料について一定額を加算	1級地 5,450円	予防接種費にかかる実費		視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。	
	(乳児分) 67,810円			中学校 9,380円										中学校 第3学年 60,910円				中学校 第1学年 進学児童 118,200円
児童自立支援施設 (通所部を含む)	(入所児分) 58,690円			(加算分) 1 教材代の実費										3級地 5,070円				
	(通所児分) 18,040円			2 通学のための交通費の実費										3 部活動に必要な道具代遠征費等の実費				4 学習塾に必要な授業料、講習会費等の実費
里 親	(一般分) 58,950円			6 特別支援学校の高等部入学に要する費用 118,200円										激変緩和地域 2,930円				
	(乳児分) 68,070円			7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円										補習費 20,000円 (高等学校第3学年) 25,000円				その他の地域 870円
ファミリーホーム	(一般分) 58,690円	28,300円	*児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く	中学校該当児 290円										その他の地域 870円				
	(乳児分) 67,810円			*母子生活支援施設は6に限る										補習費特別単価 25,000円				大学等受験費 158,000円
児童心理治療施設 (通所部を含む)	(入所児分) 59,180円			6 特別支援学校の高等部入学に要する費用 118,200円										2級地 3,490円				
	(通所児分) 18,040円			7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円										補習費特別単価 25,000円				大学等受験費 158,000円
乳 児 院	(3歳未満児分) 67,810円			7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円										4級地 2,760円				
	(3歳以上児分) 58,690円			*母子生活支援施設は6に限る										補習費特別単価 25,000円				大学等受験費 158,000円
母子生活支援施設	入所者 (1人当たり) 4,390円			7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円										その他の地域 870円				
	保育室保育 入所児童			*母子生活支援施設は6に限る										補習費特別単価 25,000円				大学等受験費 158,000円
母子生活支援施設	3 歳未満児 10,990円			7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円										2級地 4,680円				
	3 歳以上児 6,980円			*母子生活支援施設は6に限る										補習費特別単価 25,000円				大学等受験費 158,000円
母子生活支援施設	3 歳未満児 10,990円			7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円										4級地 3,550円				
	3 歳以上児 6,980円			*母子生活支援施設は6に限る										補習費特別単価 25,000円				大学等受験費 158,000円
母子生活支援施設	3 歳以上児 6,980円			7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円										その他の地域 870円				
	3 歳以上児 6,980円			*母子生活支援施設は6に限る										補習費特別単価 25,000円				大学等受験費 158,000円

経費の 種 目 種 別	一 般 生 活 費	一般生活費以外の事業費															
		被 虐 待 児 受 入 加 算 費	幼 稚 園 ・ 保 育 所 費	学 校 給 食 費	見 学 旅 行 費	入 進 学 支 度 金	特 別 育 成 費	夏 季 等 特 別 行 事 費	期 末 一 時 扶 助 費	職 業 補 導 費	就 職 支 度 費 ・ 大 学 進 学 等 自 立 生 活 支 度 費	葬 祭 費	冷 暖 房 費	予 防 接 種 費	防 災 対 策 費	視 力 矯 正 費	
		日 額	日 額	月 額	月 額	月 額	年 額	上 限 月 額	1 件 当 り	年 額	月 額	1 件 当 り	1 件 当 り	月 額	月 額	年 額	月 額
児童自立生活援助事業所	（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行う場合） 58,950円 （上記以外の場合） 58,690円	28,300円 *児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く			その学校において徴収される実費	高等学校第3学年（特別支援学校高等部を含む。） 111,290円		高等学校在学児童（公立） 28,330円 （私立） 39,540円 （入学時） 118,200円 通学のための交通費の実費 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円 補習費 20,000円 （高等学校第3学年） 25,000円 補習費特別 25,000円 大学等受験費 158,000円		通所のための交通費実費教科書代等 5,030円 413,340円	82,760円 さらに別に定める基準に該当する場合には、住居費及び生活諸費の経費を加算 413,340円	187,540円 ただし、火葬料、自動車料について一定額を加算	児童自立生活援助事業所A 1級地 6,080円 2級地 5,690円 3級地 5,620円 4級地 4,340円 激変緩和地域 3,260円 その他の地域 870円 児童自立生活援助事業所B 1級地 3,040円 2級地 2,780円 3級地 2,740円 4級地 2,040円 激変緩和地域 1,530円 その他の地域 130円 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものに限る。） 1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 激変緩和地域 2,070円 その他の地域 870円				
一時保護施設	①一時保護された日から5日目まで（一般分） 4,880円 （乳児分） 6,620円 ②6日目から30日目まで（一般分） 1,350円 （乳児分） 1,370円 ③①及び②以外（一般分） 1,930円 （乳児分） 2,230円 ④乳児院病虚弱等児童加算費 4,180円	930円	幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費 ただし、施設等利用給付費支給額を控除した額	（一般分） 小学校 7,210円 中学校 9,380円 特別支援学校の高等部 9,380円 （加算分） 1 教材代の実費 2 通学のための交通費の実費 3 部活動に必要な道具代遠征費等の実費 4 学習塾に必要な授業料、講習会費等の実費 5 児童自立支援施設の教材費 小学校該当児 200円 中学校該当児 290円 6 特別支援学校の高等部入学に要する費用 118,200円 7 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円	小学校第6学年 22,690円 中学校第3学年 60,910円 高等学校第3学年（特別支援学校高等部を含む。） 111,290円	小学校第1学年 入学児童 91,600円 中学校第1学年 進学児童 101,000円		3,150円	6,350円				1級地 4,860円 2級地 4,580円 3級地 4,530円 4級地 3,620円 激変緩和地域 2,270円 その他の地域 870円				

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 里親及び児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものについては委託手当として月額90,000円(専門里親は月額141,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上限として、実費を合算した額が加算され、(4) 里親(専門里親を含む。)及びファミリーホームが一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立支援施設児童が逃亡したときには連れもどし費が支弁され、(6) 助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき237,720円)、胎盤処置料、新生児介補料及び保険料が支弁される。(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,630円が支弁され、(8) 里親委託児童(一時保護委託を含む)及び児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものであって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門里親は月額15,000円)が支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。